

## 「社会保障・税一体改革」と年金改革

高木 健二

### はじめに — 民主党の「新しい年金制度」

#### (1) 「最低保障年金」と「所得比例年金」

- ① 民主党は、「所得比例年金」と「最低保障年金」の組み合わせからなる一つの公的年金制度にすべての人が加入する新しい年金制度の創設について、国民的な合意に向けた議論や環境整備を進め、引き続き実現に取り組むとしている。
  - ② 所得比例年金（社会保険方式）については、a) 職種を問わずすべての人が同じ制度に加入し、所得が同じなら同じ保険料、同じ給付、b) 保険料は15%程度（老齢年金に係る部分）、c) 納付した保険料を記録上積み上げ、仮想の利回りを付し、その合計額を年金支給開始時の平均寿命で割って、毎年の年金額を算出するなどとしている。
  - ③ 最低保障年金（税財源）については、a) 最低保障年金の満額は7万円（現在価値）、b) 生涯平均年金ベース（＝保険料納付額）で一定の収入レベルまで全額を給付し、それを超えた点より徐々に減額を行い、ある収入レベルまで給付額はゼロ、c) すべての受給者が、所得比例年金と最低保障年金の合算で、概ね7万円以上の年金を受給できる制度、d) 国民的合意に向けた議論や環境整備を進め、2013年の国会に法案を提出するなどとしている。
- 民主党の「新しい年金制度」はスウェーデンの「保証年金」と「所得比例年金」をモデルとして日本に直輸入しようとしているために種々の深刻な問題を惹起させている。以下、西沢和彦氏（日本総合研究所調査部主任研究員）の問題提起を参考に検討してみる（「『税と社会保障抜本改革』入門」、ホームページ、2012.1.17）。
  - a) スウェーデンの年金制度は、所得比例年金と保証年金の組み合わせによる、全国民共通の制度である。

- b) 所得比例年金は、銀行口座に例えられる。支払われた保険料は、政府に置かれる国民1人ひとりの口座に記録され、そこには、賃金上昇率を利回りとし、利息が付される。その口座残高を平均余命で割ることで、毎年の年金給付額が決定される。所得比例年金というよりは、「賃金比例年金」といった方がよい（筆者注）。
- c) 所得比例年金が低額にとどまる人には、一般財源すなわち税を原資とした保証年金が給付される。具体的な給付体系は、次のとおりである。所得比例年金が、一定額になるまでは、所得比例年金と保証年金の合計額が2.13ba（baは物価に連動した単価、2010年は月7526クローナ。以下、筆者注、 $2.13 \times 7526 \times 12$ 月 = 19万2365円）となるよう保証年金が給付される。ただしこの点については公的年金受給者特別控除が廃止されたため、税引き後の実質年金水準は従来と変わらないとされる（小谷宗秋、「スウェーデンと日本の年金制度比較研究」、『経済政策研究第2号』、2006.3）。
- d) 所得比例年金が定められた上限額に達するまで、保証年金は段階的に削減されつつ給付される。保証年金の給付額は、所得比例年金の額のみによって決定され、他の所得があったとしても、それは勘案されない。
- e) 保証年金は所得比例年金の「補完給付」である点に十分な認識が必要である。実際、スウェーデンの年金給付総額に占める保証年金の割合はたかだか8.0%に過ぎず、保証年金を受け取っている人の割合も、年金受給者の4割程度にとどまる。他方、わが国の基礎年金が年金給付総額に占める割合は47.9%に達し、もちろん全年金受給者が基礎年金を受給している。すなわち、基礎年金は、給付規模からみても、受給者全員に給付される対象範囲の広さからみても「普遍的給付」なのである。

その他、スウェーデンでは、a) 労働組合組織率は69.3%（日本18.4%）で正規労働者のウエイトが圧倒的に高いと見込まれる、b) 労働力率は男81.3%・女76.4%（日本男84.8%・女62.9%）で男女とも高水準で差が少ない、c) 男女の賃金格差は男100・女89（日本男100・女69.3）で男女格差が小さい、d) 高齢化率は17.9%（日本22.7%）で非常に低い、e) 現役労働者に対する社会保障給付はGDP比10.5%（日本2.2%）で格段に手厚い、f) 所得把握の納税者番号制（日本なし）がある、など根本的な違いがある（西沢和彦）。

これらのスウェーデンと日本の年金制度を取り巻く経済・社会保障給付・労働・

雇用・賃金・所得把握などの諸状況の圧倒的な格差についての緻密な実態分析と前提的諸条件の改革などを全く蔑ろにして、単純かつ粗雑にスウェーデン年金モデルの強行導入を図ろうとしているため、その実現は到底不可能であろう。

## (2) 最低保障年金の必要財源

民主党の「新しい年金制度」の年金水準、必要財源等については、2011年以降、部分的にメディアで報道されてきた。民主党は、2012年2月10日前後、「新しい年金制度」の試算値の公表を巡って二転三転した挙げ句、非公表としたが、試算値の内容は各種のメディアで報道されている。その内容は、①「新制度の財政試算のイメージ」、②「制度の前提」、③「所得比例年金の財政見通し」、④「最低保障年金の支給範囲の考え方」、⑤「最低保障年金の支給範囲の考え方（留意点）」、⑥「最低保障年金の支給範囲（2065年の姿）」、⑦「年金額水準の見通し」、⑧「最低保障年金の財源規模①」、⑨「最低保障年金の財源規模②」である（「日経ビジネスオンライン」（2012.2.13）など）。これは、2011年3月に厚生労働省が試算したとされる。

民主党は、政権党として、これらの試算値はすべて公開し、野党、国民も含めて堂々とした議論を展開する責務があり、この程度の資料を非公開にしていることこそが問題である。また大手メディアもこれら資料は入手しているにもかかわらず、国民の消費税引き上げ反対論が高まるのを恐れてあえて非公表にしている。

- 2055年度には38.7兆円の財源が必要となり、現行の基礎年金を存続させるより11.7兆円、消費税率換算で2.5%分多くなる（2011.5.17、毎日新聞）。
- 2075年度には、最低保障年金は、現行制度よりも26兆円多い61.3兆円、消費税率換算で11.2%の財源が必要で、消費税増税7.1%が必要になる（2012.1.25、時事通信）。

これらの記事は、民主党が「最低保障年金の財源規模②」の「支給範囲④」を小出しにしたものをメディアも知っていながら報道したに過ぎない。この「支給範囲④」によれば、最低保障年金は、40年後の2055年度に38.7兆円（消費税率8.5%）、2075年度に61.3兆円（消費税率11.2%）の財源が必要となり、現在よりそれぞれ消費税率は4.4%、7.1%の増税となる。また現行制度を続けるよりもそれぞれ11.7兆円（消費税率2.5%）、25.6兆円（消費税率4.7%）の増税となる（**図表1**「最低保障年金の所要財源」を参照）。

- 民主党の「新年金制度ワーキングチーム」（WT）は、「最低保障年金だけで消

図表 1 最低保障年金の所要財源

最低保障年金の財源規模②					
最低保障年金の所要財源(旧期間の基礎年金国庫負担を含む)見通し(見なし運用利回りスライド)					
	支給範囲① (39.3%支給)	支給範囲② (48.7%支給)	支給範囲③ (58.3%支給)	支給範囲④ (74.9%支給)	制度改正 なかりせば
2015年度 (制度移行直前)	11.7兆円 (4.1%)	11.7兆円 (4.1%)	11.7兆円 (4.1%)	11.7兆円 (4.1%)	11.7兆円 (4.1%)
2035年度	16.1兆円 (4.2%)	16.4兆円 (4.3%)	17.0兆円 (4.5%)	17.8兆円 (4.7%)	16.5兆円 (4.4%)
2055年度	26.3兆円 (5.8%)	28.9兆円 (6.4%)	33.0兆円 (7.3%)	38.7兆円 (8.5%)	27.0兆円 (6.0%)
2075年度	35.1兆円 (6.4%)	40.5兆円 (7.4%)	49.3兆円 (9.0%)	61.3兆円 (11.2%)	35.7兆円 (6.5%)
2095年度	41.0兆円 (6.0%)	47.7兆円 (6.9%)	58.7兆円 (8.5%)	73.5兆円 (10.7%)	42.9兆円 (6.2%)

(消費税率換算)

新制度の財政試算のイメージ(暫定版) 9

「消費税増税7.1%」が厳しい批判を受けたことから、a) 消費税増税を3.3%にとどめ、b) 最低保障年金の支給対象を年金受給者の半分に限定し、c) 最低保障年金の支給額を、単身者で生涯平均年収520万円で打ち切ることにした(2012.4.2、産経新聞、2012.4.3、時事通信)。

これらの記事は、民主党が「最低保障年金の財源規模②」の「支給範囲④」から「支給範囲②」の方に変えたことを報道しているだけである。この「支給範囲②」によれば、最低保障年金は、40年後の2055年度に28.9兆円(消費税率6.4%)、60年後の2075年度に40.5兆円(消費税率7.4%)となり、現在よりそれぞれ消費税率は2.3%、3.3%の増税となる。また現行制度を続けるよりもそれぞれ1.9兆円(消費税率0.4%)、4.8兆円(消費税率0.9%)の増税になる(図表1「最低保障年金の所要財源」を参照)。

### (3) 最低保障年金の水準

「最低保障年金の支給範囲の考え方」の「支給範囲④」では、最低保障年金は、生涯平均年収260万円に対応する所得比例年金の者は満額7万円を支給し、所得比例年金が12.6万円の者はゼロとなっている。

最低保障年金は、批判を受けて「支給範囲②」に変えたため、所得比例年金がゼロの者は満額支給の月額7万円となるが、所得比例年金が生涯平均年収520万円の者はゼロとなった。

民主党のWTが、上の報道にあるように最低保障年金の支給対象を年金受給者の半分に限定し、最低保障年金の支給額を単身の場合で生涯平均年収520万円で打ち切ったためである（図表2「最低保障年金の支給範囲」を参照）。

図表2 最低保障年金の支給範囲

## 最低保障年金の支給範囲の考え方

支給範囲①： 所得比例年金がゼロの者は満額（現在月額7万円（※））支給、所得比例年金が7万円の者はゼロとし、その間は直線的に支給する場合  
（7万円に足りない場合にのみ、足りない分を支給するという考え方）

支給範囲②： 所得比例年金がゼロの者は満額（現在月額7万円）支給、生涯平均年収520万円に対応する所得比例年金の者はゼロとし、その間は直線的に支給する場合  
（年収520万円は、現在の被用者・自営業者・無職者を含む現役平均年収（260万円）の2倍の水準であり、現在の厚生年金男子加入者の平均賃金水準でもあるが、その額までは最低保障年金を支給するという考え方）

支給範囲③： 所得比例年金がゼロの者は満額（現在月額7万円）支給、所得比例年金が12.6万円の者はゼロとし、その間は直線的に支給する場合  
（年金月額12.6万円は、現行制度における男子単身の標準的な年金額（マクロ経済スライドによる調整後）であり、その額までは最低保障年金を支給するという考え方）

支給範囲④： 生涯平均年収260万円までに対応する所得比例年金の者は満額（現在月額7万円）支給、所得比例年金が12.6万円の者はゼロとし、その間は直線的に支給する場合  
（年収260万円は、現在の被用者・自営業者・無職者を含む現役平均年収の水準であり、現在の厚生年金の夫のみ就労世帯の1人当たり平均賃金水準でもあるが、その額までは最低保障年金を満額支給し、更に、現行制度における男子単身の標準的な年金月額（マクロ経済スライドによる調整後）にあたる12.6万円までは支給するという考え方）

新制度の財政試算のイメージ（暫定版）

4

### (4) 所得比例年金

「制度の前提」によれば、所得比例年金は、①被保険者は15歳～64歳、②保険料は

15%で労使で折半、③自営業者は「売り上げー必要経費」で保険料を算定し全額本人負担、④支払った保険料（年金試算）は「見なし運用利回り」で付利する、⑤支給開始年齢は65歳、⑥年金額は「年金試算÷受給時点の65歳余命（男女平均）」、⑦受給開始後の年金額は、「見なし運用利回り」でスライドなどとなっている。また「見なし運用利回り」は、1人当たり賃金上昇率－15歳～64歳人口減少率× $\alpha$ （0～1）で計算される。

## （5） 「新しい年金制度」の問題点

### ① 最低保障年金

- 現行の基礎年金は、2015年度で給付費が23兆円であり、その財源は a) 国庫負担12兆円（2015年度見込み、以下同様）、 b) 保険料負担12兆円（国民年金分3兆円、厚生年金分事業主負担4兆円、厚生年金分本人負担4兆円、共済組合分事業主負担1兆円、共済組合分本人負担1兆円）など計23兆円となっている。最低保障年金導入となれば、これら23兆円がいったんすべて廃止になり、すべて消費税負担に切り替わっていくことになる。その際、事業主負担4兆円～10兆円は廃止されることになる。経団連など経営者が民主党の「新しい年金制度」を支持しているのはこのためである。

図表3 現行基礎年金の給付と財源

	2009年	2015年	2025年	2050年
基礎年金給付費①+②	19兆円	23兆円	28兆円	56兆円
① 国庫負担	10兆円	12兆円	14兆円	29兆円
② 保険料	9兆円	12兆円	14兆円	28兆円
国民年金分	2兆円	3兆円	3兆円	6兆円
うち厚生年金分事業主負担	3兆円	4兆円	5兆円	10兆円
厚生年金分本人	3兆円	4兆円	5兆円	10兆円
共済組合分事業主	0	1兆円	1兆円	1兆円
共済組合分本人	0	1兆円	1兆円	1兆円

注) 試算の経済前提は2011年までは内閣府試算「進路と戦略」（2007.1）。2012年以降はケースⅡ-1（物価上昇率1%、賃金上昇率2.5%、運用利回り4.1%）。国民年金保険料納付率は80%。

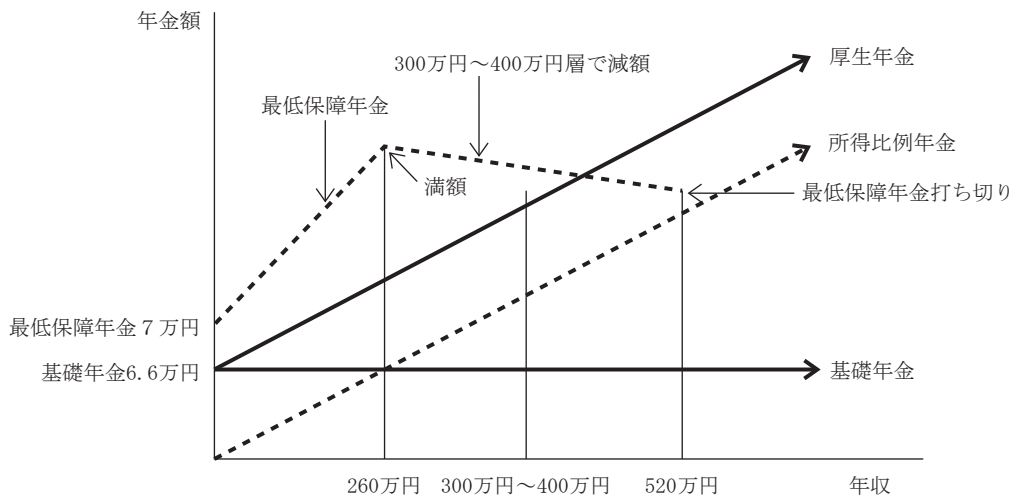
- 最低保障年金の財源は全額消費税で賄うため、「支給範囲②」によれば、40年後の2055年度に28.9兆円・消費税率6.4%（現行の場合27兆円・消費税率6.0%）、

60年後の2075年度に40.5兆円・消費税率7.4%（現行の場合35.7兆円・消費税率6.5%）となる。

この結果、勤労世帯では、どの収入階層でも、基礎年金の保険料負担が軽減されるより、最低保障年金の財源確保のための消費税負担の方が大きくなる。

- 当初、民主党は、40年後の「新しい年金制度」下での最低保障年金は、一律7万円を給付（すべての受給者が、所得比例年金と最低保障年金の合算で、概ね7万円以上の年金を受給できる）するとしていた。しかし現在では、a）最低保障年金の支給対象を年金受給者の半分に限定する、b）最低保障年金は、所得比例年金の保険料納付者だけに支給する、c）所得比例年金保険料滞納者は年金支給時に滞納分を天引きする、などと一変してしまった。
- 中間所得層以上の方は、最低保障年金を減額されるか、受給できなくなる（図表4「民主党の『新しい年金制度』の給付水準」を参照）。

図表4 民主党の「新しい年金制度」の給付水準



出所) 民主党「最低保障年金の支給範囲の考え方②」より作成。

## ② 所得比例年金

- 520万円超の所得階層の方は、最低保障年金を受給できなくなる。高所得者の公的年金離れが進む恐れがある。
- 300万円～400万円の中間層は、最低保障年金が減額されるため（国庫負担補助が

縮小する)、現行制度より全体の年金額は減額となる(図表4「民主党の『新しい年金制度』の給付水準」を参照)。

- 厚生年金は保険料率が2017年度以降、18.3%で固定されることになっている。一方、所得比例年金の保険料は15%としているが、約3%の遺族年金や障害年金分は別途徴収するので、結局は18%で同等水準になる。
- 自営業者は「所得比例年金」の保険料率15%を満額負担するが、負担しきれまい。

### ③ 年金給付水準

- 「支給範囲②」によれば、夫の年収520万円、妻0(夫婦平均年収260万円)の年金水準は次のとおりとなる。

(新しい年金制度)					
	所得比例年金	+	最低保障年金	}	合計15.3万円(所得代替率42%)
夫	4.8万円		2.9万円		
妻	4.8万円		2.9万円		
(現行制度)					
	基礎年金	+	厚生年金	}	合計18.0万円(所得代替率50%)
夫	5.3万円		7.4万円		
妻	5.3万円				

- 年金額は、「見なし運用利回り」でスライドされるが、この「見なし運用利回り」は、1人当たり賃金上昇率-15歳~64歳人口減少率 $\times \alpha$ (0~1)で計算されるため、デフレで賃金が上がらず、かつ少子社会で人口が増えないため、年金額は確実に下がる。とくに $\alpha$ (調整係数)の設定如何によって、年金額をさらに引き下げる仕組みになっている。現行のマクロ経済スライド方式でも、一定の調整期間中に、現役人口の減少や平均余命の伸びを年金額に反映させ、その分だけ賃金や物価の上昇による年金額の上昇を抑えることになっているが、年金額の下限(所得代替率50%)が設定されている。この「見なし運用利回り」の計算方式では、下限設定がないため、経済、財政悪化などを理由に、年金額は止めどなく引き下げられることもある(図表5「所得比例年金の財政」を参照)。



図表5 所得比例年金の財政

### 所得比例年金の財政見通し

○ 「見なし運用利回り」を、「賃金上昇率－現役人口減少率×0.29」とすれば、2105年度時点まで所得比例年金の給付費の1年分の積立金を保持することができる。

○ 制度移行から40年が経過した時点でも、給付費の約4割は旧制度分によるもの。

所得比例年金の財政見通し  
(見なし運用利回り＝賃金上昇率－現役人口減少率×0.29)

(単位:兆円)

	収入			支出				収支残	年度末 積立金	年度末 積立金 (+25価格)
	保険料収入	運用収入		新制度分	旧基礎年金 (保険料分)	旧厚生年金 旧共済年金				
2015 (平成27) 年度									181.9	181.9
2016 (平成28) 年度	41.9	35.9	6.0	43.5	0.0	12.1	31.4	-1.6	180.3	175.9
2025 (平成37) 年度	51.8	43.0	8.8	41.7	1.0	13.1	27.6	10.1	223.2	174.4
2035 (平成47) 年度	63.3	48.3	14.9	45.6	8.2	13.3	24.2	17.6	380.5	232.2
2045 (平成57) 年度	73.9	52.8	21.0	60.8	25.5	13.3	22.0	13.1	529.9	252.6
2055 (平成67) 年度	83.9	58.6	25.3	75.7	49.1	10.4	16.1	8.3	634.8	236.4
2105 (平成117) 年度	107.6	98.7	8.8	137.8	137.8	0.0	0.0	-30.2	204.7	22.2

※ 所得比例年金の財政状況は人口の前提や経済前提によって大きく変わるものであり、例えば経済前提を内閣府試算(平成23年1月)の「慎重シナリオ」(物価1.2%、賃金2.5%、利回り3.7%)に準拠した場合、年金財政を均衡させるためには見なし運用利回り＝賃金上昇率－現役人口減少率×0.54とする必要がある。

新制度の財政試算のイメージ(暫定版) 3

#### ④ 現役勤労者の「二重負担」

- 40年後に新制度で年金受給者になる対象者は、65歳年金受給とすれば、現在25歳以下の人達が対象となる。これらの現役勤労者は、今後、40年間にわたって、現在の公的年金受給者の年金給付を賄うために現行の保険料を引き続き負担し続け、同時に徐々に始まる消費税増税も負担するという「二重負担」を強いられることになる。「所得比例年金の財政見通し」によれば、2045年度に新制度分が25.5兆円、旧基礎年金分13.3兆円、旧厚生年金・旧共済年金分22.0兆円がある。2055年度になっても新制度分49.1兆円に対して、旧基礎年金分10.4兆円、旧厚生年金・旧共済年金分16.1兆円がある。これらを現役勤労者が負担し続けるということになるわけである。また現役勤労者が最低保障年金の受給年齢に達したときには、既に次世代の勤労者は最低保障年金の保険料を負担していないため、政治家が消費税を引き上げることができなければ、最低保障年金の財源はなくなり、最低保障年金を確実に受給できる保証は何もないのである。

この「二重負担」を回避するには、現行の積立金を取り崩して使うことになる。民主党は、この年金積立金の取り崩しに一切言及していないが、取り崩しに言及したとたんに、現役労働者、年金受給者を含めて猛反対の議論が巻き起こり、すべてが白紙に返ってしまうからである。

これらを見ると、「最低保障年金」も「所得比例年金」も、従来、真面目に保険料を負担してきている人々の納得と公的年金制度への信頼を得るのは到底不可能であろう。

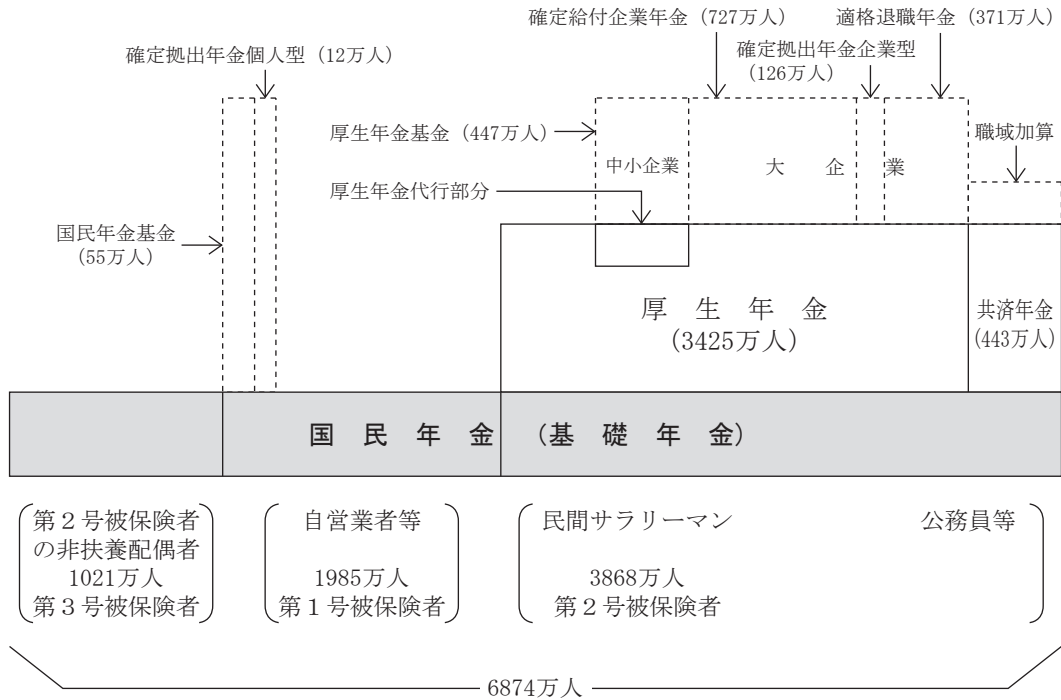
## 1. 「社会保障・税一体改革成案」と年金改革

①新しい年金制度の創設までには一定の時間を要する、②新しい年金制度の創設を行っても、新しい年金制度からの年金給付のみを受給する者が出てくるには相当の期間が必要であり（40年、筆者注）、その間は新制度と旧制度の両方から年金が支給される、③このため新しい年金制度の方向性に沿って、現行制度の改善を図る、などとしている。

- 民主党マニフェストにある「誰でもが最低保障年金7万円を受給できる」ということについて、民主党の説明がなかったため、国民は新政権の4年間で実現できるものと錯覚していたが、最近、ようやく新しい年金制度への移行には40年間かかることに言及した。現行制度の改善策としての低所得者への加算措置についても、この最低保障年金の実現であるかのように政治的に位置づけられているが、実際は全く異なるものであり、誤解が生じないように、現行制度の改善策と新しい年金制度は明確に区別しておく必要がある。「新しい年金制度の方向性に沿って、現行制度の改善を図る」としているが、これが大混乱の原因となっている。現行制度と「新しい年金制度」は、全く異なるものであり、現行制度の改善の延長上に「新しい年金制度」はない。
- 以下の現行制度の改善策については、厚生労働省の社会保障審議会の年金部会では、「優先的検討事項」として、a) 基礎年金国庫負担2分の1、b) 受給資格期間の短縮、c) 低所得者等への加算、d) 高所得者の年金削減、e) 特例水準の解消、f) 産休期間中の保険料免除、g) 短時間労働者への厚生年金等の適用拡大、h) 被用者年金の一元化などを挙げている。  
「継続的検討事項」として、a) 第3号被保険者問題、b) マクロ経済スライド、c) 在職高齢年金、d) 標準報酬の上下限、e) 遺族年金の支給対象範囲、f) 年金の支給

開始年齢などを挙げている。具体的法案提出は、優先的事項が先に行われることになる。

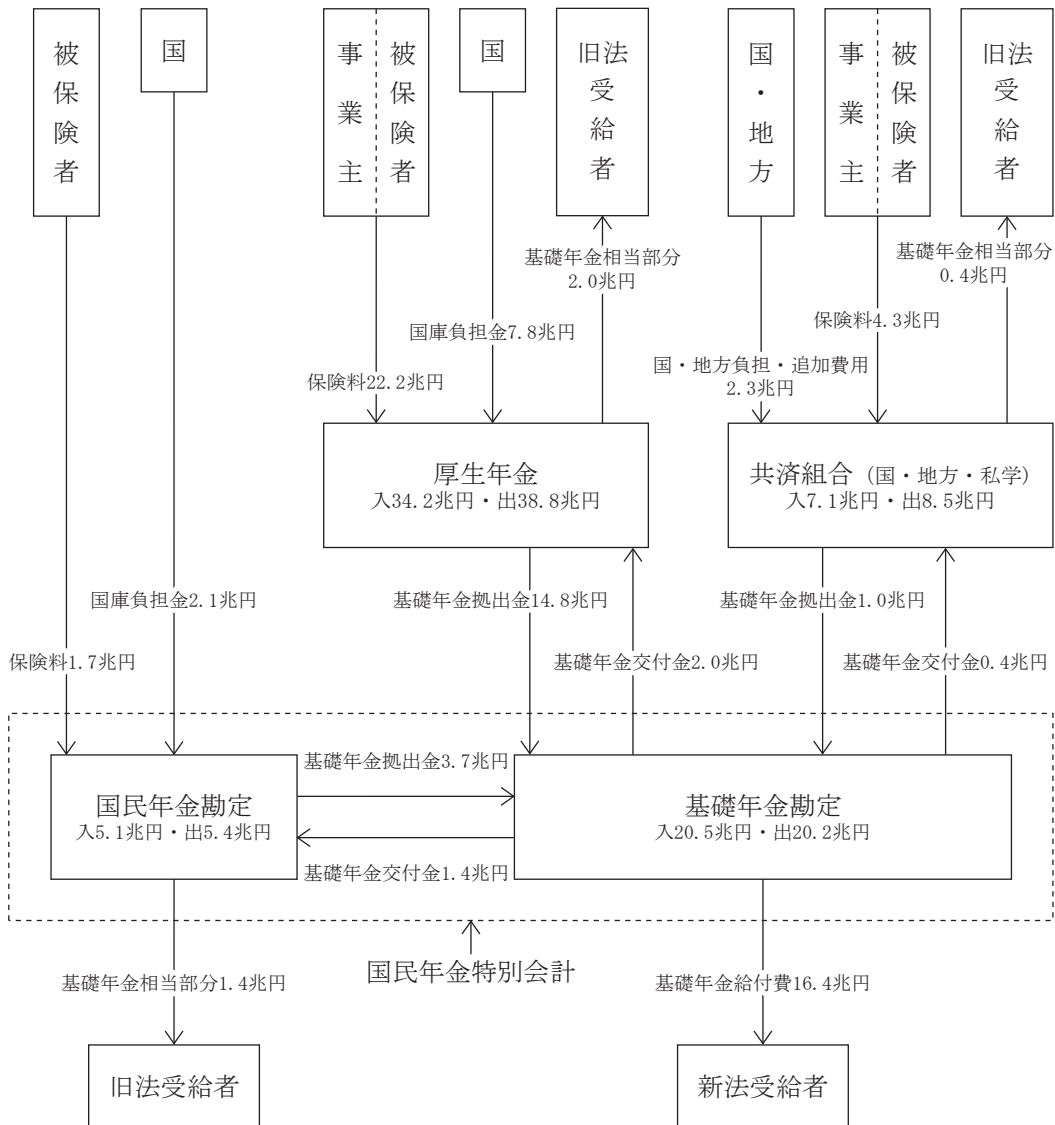
図表6 公的年金制度の仕組みと現状



- ・ 公的年金被保険者数6874万人（2010年度） ※そのうち未納者321万人 ※未加入者9万人
- ・ 公的年金受給権者数3703万人（2010年度）
- ・ 国民年金保険料15020円（月額、2011年度）
- ・ 厚生年金保険料率16.058%（労使折半、2011年度）
- ・ 年金額 老齢基礎年金6万5741円（月額、2011年度）、平均5.4万円（2009年度）  
老齢厚生年金23万1648円（夫婦2人、月額、2011年度）
- ・ 公的年金保険料収入32.2兆円（2011年度）
- ・ 基礎年金国庫負担額11.5兆円（2011年度）
- ・ 公的年金給付費51.9兆円（2011年度）
- ・ 公的年金積立金128.3兆円（2009年度）  
※給付費と保険料+国庫負担額の差は積立金で補てん。  
※100年後の2105年度に厚生年金の給付費は157.5兆円、収入（保険料、国庫負担等）は132.4兆円であり、積立金見込額は132.4兆円となっている。

出所) 厚生労働省資料より作成。

図表7 基礎年金の財政の仕組み



出所) 「基礎年金の財源と年金一元化問題」 (中川秀空、2005. 1. 24) を基に2009年度の数値に入れ替えて作成。

## 2. 基礎年金国庫負担2分の1の恒久化

①年金財政の持続可能性の確保のため、税制抜本改革により確保される安定財源により、基礎年金の国庫負担2分の1を恒久化する、②消費税引き上げ後に消費税財源による国庫負担2分の1を恒久化する、③2012年度の基礎年金国庫負担割合は、歳出予算（36.5%）と「年金交付公債」により2分の1を確保し、必要な法案を2012年通常国会に提出する、④年金交付公債の償還は、消費税引き上げ後に消費税収により行う、⑤2013年度から消費税引き上げまでの間の取り扱いは引き続き検討する、などとしている。

- 基礎年金の国庫負担の2分の1引き上げは、2004年の年金改革法で決まっていたものであるが、歴代自民政権がその恒久財源化を図ることができずに、毎年度ごとに消費税収等で36.5%の財源を確保し、後は「埋蔵金」等で辛うじて賄ってきたものである。現行の年金制度の安定のためには最優先に実現すべき課題である。

「年金交付公債」は、現金の代わりに国が発行する債券（無利子）で、受け取る側が必要な時に現金化し、全額予算化する必要のないものであるが、このような非正常な財源確保は直ちに改め、正常な財源確保を図るべきである。この基礎年金の国庫負担2分の1の財源確保は、社会保障・税一体改革の実現とは無関係であり、かつ与野党対立もない課題であり、直ちに実現すべきである。ところが、それどころか、民主党は野党要求により交付公債を赤字国債に置き換えようとしている（2012.4.7）。

## 3. 低所得者への加算

①低所得者への加算について、低所得者に重点を置いた、老齢基礎年金額に対する一定の加算を行う、保険料納付のインセンティブを阻害しないよう検討する、消費税引き上げ年度から実施し2012年通常国会への法案提出を検討する、などとしている。

社会保障・税一体改革素案の低所得者への加算について、厚生労働省は、次のとおり、再整理し位置づけている。その際、厚生労働省は、無年金者・無年金見込者は、最大118万人（65歳以上は最大42万人）と推計している。

- a) 消費税引き上げに伴う社会保障の機能強化の一環として消費税の増収分を充てる（約6000億円）、
- b) 高齢者の生活安定を図る、
- c) 低所得者に重点を置いた老齢基礎年

金額に対する一定の加算である、d) 保険料納付のインセンティブを阻害しないものである、e) 消費税収はすべて国民に還元するという観点に立ち、消費税引き上げに伴う低所得者への影響に対する措置（消費税の逆進性対策、筆者注）である。

- そこでまず基礎年金の低年金者の状況等の現状を見てみよう（2011. 12. 16、「参考資料集」、年金部会）。
- 65歳以上の高齢者のいる世帯で、単身世帯の所得（給与、年金、事業所得等）は、年額150万円未満が半数以上を占めている。単身世帯以外では、年額300万円～350万円未満が多く、3分の1位以上を占めている。
- 老齢基礎年金受給者（2500万人、2009年度末）は、月額6万円台が最も多く、次いで5万円台、3万円台となっている。
- 基礎年金のみの受給者（厚生年金の受給権のない人）では、月額3万円台が最も多く、次いで6万円台が多くなっている。このうち繰上げ・繰下げ受給の影響を除去した場合には、6万円台が41.8%と最も多い。繰上げ・繰下げ受給を含めた場合は、3万円台が26.2%で最も多く、4万円未満が36.3%を占めている。
- 基礎年金等の受給者（厚生年金受給権のある人）の基礎年金額は、男性月額5.9万円、女性月額5.1万円である。
- 低年金者の発生する理由は、次のとおりとされている。
  - a) 1985年（昭和61年）3月以前に被用者の配偶者であった者で、国民年金に任意加入しなかった者（カラ期間は年金額に反映されない）。
  - b) 被保険者期間に免除期間があった者（4分の1免除は6分の5、半額免除は3分の2、全額免除は3分の1それぞれ年金額が減額される）。なお学生、若年者等は、本来、追納しなければ免除期間は年金額に反映されない。
  - c) 未納・未加入であった者（原則40年に満たない者は低年金、受給資格期間25年に満たない者は無年金）。
  - d) 65歳前から繰上げ受給を行っている者（60歳からの受給者42%など）。2009年度で繰上げ受給者は受給者全体で44%、新規裁定者で23%となっている。
- 年金額の基本設計は、次のとおりとなっている。
  - a) 国民年金の1カ月の保険料は1万5020円である。
  - b) 基礎年金額は、月額単身で6.6万円、夫婦で13.1万円（保険料を40年間納付した場合）である。年金受給のためには保険料納付期間、保険料免除期間、カラ期間の合計が25年間であることが必要である。例えば、国民年金を25年間納付した場合の年金額

は月額単身で4.1万円となる。基礎年金額は、次のとおり、算出する。

$$6.6\text{万円} \times 25\text{年} / 40\text{年} = \text{約}4.1\text{万円}$$

c) 厚生年金の保険料率は、16.412%である。平均月収36万円で40年間加入した場合の夫婦2人（配偶者は第3号被保険者）の標準的な年金額は、月額23万1648円である（老齢厚生年金10万166円＋老齢基礎年金6万5741円×2）。

厚生年金額は、次のとおり、算出する。

$$\begin{aligned} & \text{平均標準報酬月額} \times 7.125 / 1000 \times \text{平成15年3月までの被保険者期間の月数} \\ & + \text{平均標準報酬額} \times 5.481 / 1000 \times \text{平成15年4月以降の被保険者期間の月数} \end{aligned}$$

- 基礎年金は、老後の生活の基礎的部分を保証するものであり、老後生活の全部を支えるものとしては位置づけられていない。
- また基礎年金に対する国庫負担は、次のとおり、位置づけられている。
  - a) 社会保険方式の公的年金制度は、事業主及び被保険者の拠出する保険料を主たる財源とするものであり、公的年金制度の運営についての国の責任の具体的表明として、給付水準の改善、保険料負担の軽減などの観点から、費用の一部に対して国庫負担を行っているものである。
  - b) 1985年（昭和60年）改正の際に、基礎年金が老後保障の基本的部分にあたり、これを一般財源により負担する必要性が高い、しかし報酬比例部分に国庫負担を行うことは年金額の高い者ほどより多くの国庫負担を受けることになるとの批判があったことなどから、基礎年金導入以前にバラバラの国庫負担率となっていたものを国民共通の基礎年金に国庫負担を集中したものである。
- 基礎年金と生活保護の給付水準等を比較すると、次のとおりとなっている。
  - a) 基礎年金額は月額6万5741円、生活保護基準額は3級地－2で6万2640円、1級地－1で8万820円などとなっており、ほぼ同等の水準にある。
  - b) 公的年金は高齢による稼働能力の減退を補てんし老後生活の安定を図るためであり、他の収入、資産の有無に関わらず保険料納付実績に基づき支給する。生活保護は、最低生活を保障する水準として設定しこの水準で生活することを想定しており、就労収入、年金収入等は差し引き、資産等についても預貯金等の調査を厳格に実施してい

る。

- 社会保障・税一体改革成案では、低所得者への加算について、次のとおりの試算が行われていた。

a) 年収65万円未満の者に対して、一律月額1.6万円（7万円と基礎年金の平均額5.4万円の差額）を加算する、b) 年収65万円～84万円の者に対しては、所得が逆転しないような措置を講じる、c) 上記は単身者の場合であり、単身以外の場合は、年収基準を2倍にする、d) 資産保有による要件は設けない前提とする（2011.6.30、「社会保障・税一体改革成案」）。ちなみに7万円は、2010年で、65歳以上の単身無業者の基礎的消費支出6万7819円、老齢基礎年金額6万6008円（満額、平均は5.4万円）、生活保護基準6万2640円～8万820円などを参考に設定されたものである。

- これらに対して、年金部会では、低所得者である基礎年金受給者に加算を行っていくことについては、次のとおり、方向性として望ましいという意見が多かったが、具体化に当たっては種々の問題点が指摘された（2011.12.16、「これまでの議論の整理」、「各委員の意見の整理」、年金部会）。

- a) 未納者に対しても一律に加算する場合、真面目に納付した者からみて不公平感が生じるので、保険料を納付するインセンティブを維持できる工夫が必要である、とくに年収65万円～84万円の者（基礎年金のみの場合、納付年数32年～40年の者）に対して、一律に7万円となるよう加算するので、32年余納付してその後の7年余は払わないことが、最も得になるという悪いメッセージを与えてしまう。
- b) 「低所得者への加算」という以上、あくまで基礎年金が低年金の受給者を対象に加算することになろう。また「加算」という形式をとる以上、年金を受給していない者は対象とならないのが原則である。
- c) 社会保険制度である年金制度の中で、低年金・低所得の問題をすべて解決することは難しく、年金制度で対応するとしても保険制度の意義・趣旨を損なわないようにすべき。
- d) 低所得者への加算を行う際に、給付と負担の関係性を必要以上に損なわないこと、保険料の納付意欲に悪影響を与えたり、モラルハザードを生じさせないようにすべき。
- e) 低所得者への加算は、免除の積極的活用や徴収強化などの納付率向上策と併せて行う必要がある。
- f) 全くの未納者と免除を受けている者の別扱いの制度設計も考えられる。
- g) 保険料納付期間と免除期間を合わせて10年の者に加算することもあり得る。



h) 繰上げ受給を行っている人の低年金を優遇すべきではない、繰上げ受給の人と65歳まで待った人と同じになるような加算額は不公平である。

i) 事務執行の仕組みの検討の際には、公平な所得捕捉が重要であり、将来的には社会保障・税共通番号制度の活用が必要。ただし基礎年金に所得調査などを持ち込むとそれはもはや基礎年金給付とは別の給付になる。

- 低所得者には、a) 基礎年金の保険料を納付しなかったために無年金の人（その中には意図的に払わなかった人、払えなかった人がある）、b) 保険料を納付したが受給期間25年に足りないために無年金の人、c) 本人の自由意思で繰上げ受給を行っているために低年金の人、d) 保険料の免除を受けているために低年金の人、e) 年金収入、給与収入などの所得は無収入だが金融資産、固定資産などを保有する人もいる。

例えば国民年金未納者でも、a) 年収400万円～1000万円以上は39.3%（納付者47.4%）、b) 生命保険加入者（保険料月1.8万円）は52.1%（納付者71.3%）、c) 個人年金加入者（保険料月1.6万円）は11.0%（納付者22.8%）などとなっている（1999年、「国民年金被保険者実態調査」、厚生省）。これら未納者は、未納の理由に「保険料が高い」（62.4%）を挙げているが、生命保険や個人年金には国民年金と同等水準又はそれを上回る保険料を支払って加入している自分勝手な人が多いのである。

- 現在、この低所得者への加算措置も、保険料の納付如何を問わず、すべての低所得の人の低年金に対して、加算が行われるかのような誤解を生じさせてきた。保険料未納で無年金、繰上げ受給で低年金の人、資産保有者などは対象から除外されるのは当然であろう（その際、資産保有者の所得調査が必要になる）。そのうち保険料を納付したが、25年の受給期間不足で無年金の人をどう救うかの問題が残る。

いずれにしろ低年金者の加算対象者の範囲を明確にすべきであった。また低年金者への加算は、社会保険制度の中で所得再分配を行おうとするものであり、本来なら、生活保護制度の拡充など他の給付措置、税制改正などで行うのが筋であり、種々の議論が起きるのは当然であろう。

- 年金部会、厚生労働省は、低所得者加算については、a) 定額加算を前提としつつ、保険料納付期間に応じて加算額を逓減させる、b) 保険料免除期間は上乘せして加算する、c) 定率加算とする、d) これらを組み合わせた加算とする、などの選択肢を基に具体的制度設計をすることになった。定額加算が有力であるが、加算の有無により境界領域で年金額の逆転が生じるため、保険料納付実績に応じた区分設定を行うことになろう。
- 厚生労働省は、低所得者加算について、次のとおり提案し、年金部会で概ね了承された

(2012. 2. 14)。 a) 老齢基礎年金(旧法分も含む)に月額6000円を加算する(基礎年金は満額月約6.4万円、6000円加算すれば計約7万円となる)、 b) 世帯全員が住民税非課税で年金収入等が年間約77万円以下の者(約500万人)、 c) 保険料免除者は免除期間に応じて老齢基礎年金の満額の6分の1(1万666円)を加算する、学生、若年者納付特例の期間は対象としない、 d) 高所得者の基礎年金は、国庫負担分(最大2分の1)を減額し、年収基準として「850万円以上」から減額し「1300万円以上」で国庫負担分を全額カットすると国費約650億円を圧縮する。

#### 4. 障害年金への加算

①障害基礎年金等への加算については、老齢基礎年金の低所得者に対する加算との均衡を考慮し、障害者等の所得保障の観点から障害基礎年金・遺族基礎年金についても一定の加算を行う、②消費税引き上げ年度から実施し2012年通常国会への法案提出を検討する、などとしている。

- 厚生労働省の当面のまとめでは、次のとおりとなっている(2012. 1. 23、「低所得者等への加算について」、年金部会)。

a) 障害基礎年金(2級)、遺族基礎年金の額は、老齢基礎年金の満額と同額であることから、「老齢基礎年金の低所得者に対する加算との均衡を考慮」する加算については、老齢基礎年金に対する加算の制度設計において、老齢基礎年金を満額受給している者が受けられる加算と同額となる。

b) 障害基礎年金1級の者については、障害基礎年金2級(老齢基礎年金満額)の1.25倍とされていることから、加算額についても1.25倍とする。ただし税財源による加算であることから、所得制限が必要ではないか。現行でも、20歳前障害基礎年金については、所得が360.4万円で一部停止となり、462.1万円で全部支給停止となる。扶養親族がある場合は、1人につき38万円加算される。

- 年金部会では、次のとおり、概ね了承する意見が多かった。

a) 障害者の所得保障の観点から障害年金については一定の加算を行う独自の必要性が認められる。

b) 現在でも障害基礎年金に加算があるように、低所得であるというだけではなく、障害に起因する特別の出費の必要性からも基礎づけられる。

c) 老齢基礎年金のように保険料納付意欲を勘案する必要性も大きくない。

## 5. 基礎年金の受給資格期間の短縮

①老齢基礎年金の受給資格期間の短縮については、無年金となっている者に対して、納付した保険料に応じた年金を受給できるようにし、②将来の無年金者発生を抑制する観点から、受給期間を、現在の25年から10年に短縮する、③消費税引き上げ年度から実施し2012年通常国会への法案提出を検討する、などとしている。

- まず現行の無年金者等の状況を見てみよう。
  - a) 将来の無年金見込者を含めた無年金者は最大118万人と推計されている。
  - b) そのうち65歳以上で、今後70歳まで保険料を納付しても年金受給できない者は最大42万人と推計されている。
  - c) 現在65歳以上の無年金者（42万人）の保険料納付済期間は、10年未満・59%、10年以上15年未満・19%、15年以上20年未満・15%、20年以上25年未満・6%となっている（2007年、旧社会保険庁調）。
- 年金部会では、次のとおり、10年間程度に受給期間を短縮することには概ね賛成しつつも、その具体的な制度設計に関して、多くの慎重意見が出された（2011.12.16、「これまでの議論の整理」、「各委員の意見の整理」、年金部会）。
  - a) 40年間納付が原則であることについて周知徹底が必要であり、受給期間を10年にすれば10年以上納付する意欲はなくなるというモラルハザードが発生し、10年納付すれば満額受給できるという誤解が生ずる。
  - b) 被用者の多くは40年保険料を納付していることと比較してその4分の1で年金が受給できるようにするには慎重な検討が必要。
  - c) 受給期間を短縮しても無年金者が全員救われるわけではなく限界がある、ア prioriに無年金者の救済が目的ということでのいいのか。
  - d) 保険料納付済み期間と免除期間とカラ期間（カラ期間は年金額に反映されない、筆者注）と合わせて10年とするなら低年金者が生まれることを周知しないといけない。保険料納付済み期間のみで10年とすることも考えられる。
  - e) 法律改正の効果は将来的に受給年齢となる者に限って及ぼすというのが大原則であり、10年以上の期間を有しながら現在無年金者である高齢者に受給資格を認めなくて

も財産権侵害の問題を生じるものではない。

f) 受給資格を10年にすれば納付期間が10年の者が増え、納付率が低下し、年金制度を支える人が減って制度が持たなくなる、短縮するなら納付率をいかに上げていくかという施策が必要である。

g) 真面目に25年以上保険料を納付してきた人にどう説明するかが重要である。

これらの議論の結果、年金部会では、以下のとおり確認した（2012.2.6、「受給資格期間の短縮について」、年金部会）。

a) 納付した保険料に応じた給付を行い、将来の無年金者の発生を抑えていくという観点から、老齢基礎年金の受給期間を10年に短縮する（老齢基礎年金、老齢厚生年金、退職共済年金、寡婦年金などが対象）。

b) 現在、無年金である高齢者に対しても、改正後の受給資格期間を満たす場合には、経過措置として、施行日以降、納付期間等に応じた年金支給を行う。

c) 障害年金・遺族年金は、短期間の加入でも一定の給付がなされるよう、納付済期間等の長さではなく、未納期間が3分の1以上でないこと等を要件としているものであり、短期要件と長期要件からなる受給資格要件について特段の変更は行わない。

- 保険料を納付してきたが受給資格期間（25年）が足らずに無年金となっている人に対して、納付した保険料に応じた年金を受給できるようにすることには一定の合理性があるが、あくまで「納付した保険料に応じた年金」受給であり、満額受給はあり得ない。しかし社会保障・税一体改革素案は、満額受給できるかのような誤解も生ずる表現となっており、具体的に規定すべきである。
- また将来の無年金者発生を抑制するために、受給期間を25年から10年にしているが、この「将来の無年金者」とは現在保険料を納付している人だけを意味していることは当然であろうが、保険料を納付していない人も含むかのような誤解が生ずる恐れがあり、対象者を明確にすべきである。
- 厚生労働省によれば、受給期間の短縮によって、老齢基礎年金の給付費が500億円増加（そのうち国庫負担が250億円）が見込まれる。この他、老齢厚生年金の給付費も増加するが、給付費24兆円のうちわずかであるとしている。

## 6. 高所得者の年金削減

①最低保障機能の強化と併せて、高所得者の老齢基礎年金について、その一部（国庫負担相当額まで）を調整する（削減する、筆者注）制度を創設する、②最低保障機能の強化と併せて実施する、③2012年通常国会への法案提出を検討する、などとしている。

- 社会保障・税一体改革成案（2011.6.30）では、低所得者への加算と併せて検討する、公的年金等控除を縮減することによる対応も併せて検討するとしていた。年収1000万円以上から減額開始すると（1500万円以上は公費負担分を全額減額）▲450億円程度の公費削減となるとされていた。
- まず高所得者の年金受給の現状を見てみよう。
  - a) 老齢年金受給者で、年収600万円以上・2.4%、年収700万円以上・1.5%、年収850万円以上・0.9%、年収1000万円以上・0.6%、年収1500万円以上・0.2%となっている（2006年、「老齢年金受給者実態調査」、厚生労働省）。2011年6月の成案では、年金減額の基準は1000万円、1500万円程度としていた。
  - b) 40年納付で基礎年金満額（6.4万円）の場合、国庫負担相当額は3.2万円、25年納付で基礎年金額（4.0万円）の場合、国庫負担相当額は2.0万円、40年間免除で基礎年金額（2.1万円）の場合、国庫負担相当額は2.1万円などとなっている。従って年金減額の上限は老齢基礎年金額の2分の1とするのが適当であるとされている。
  - c) 国庫負担分について、年収1000万円以上から減額を開始し、1500万円以上は全額停止とする場合、減額効果額は約450億円とされる。この場合、収入の正確かつ総合的把握が問題になるが、厚生労働省は、地方税上の所得金額を基準とすることが実務上合理的であるとしている。収入1500万円の地方税上の所得金額は1150万円、収入1000万円の地方税上の所得金額は700万円となる。しかしこれでは金融所得、資産所得等は把握されない不合理が生ずる。
- 年金部会では、高所得者の年金を公費負担分に限って減額することに賛成の意見もあったが、次のとおり、慎重な意見も出された（2011.12.16）。
  - a) 高所得層の所得再分配を行う必要があるなら、年金だけではなく、一体改革で税と一体に議論する必要がある。
  - b) 社会保険の基本的考え方からすれば、公的年金は拠出記録に基づく定型的給付であることにメリットがあり、受給時の所得・収入によって年金が減額される（国による

所得調査を支給要件の一つとする) 仕組みは適切ではない。

- c) 高所得者の受給者の年金を減額し低所得者の受給者に加算する世代内の公平を図っているが、そうした政策目的を年金制度の枠内で実現する必要性が高いとは思われない、給付減額が正当化されるのは世代間の公平確保との関係においてである。
  - d) 年金受給権は公権とされ、憲法上の財産権保障の対象となる。将来の受給者だけではなく、現在の受給者についても給付減額の対象とすれば、憲法問題を生じざるを得ず、必要に応じて段階的实施など経過措置を講じる必要もあろう。
  - e) 高所得者の老齢基礎年金の減額制度を導入した場合、将来の年金受給額に対する不確定要因を増やすことになり、自らが減額対象となるかも知れないと考える人の保険料納付意欲をますます弱める可能性がある。
  - f) 中、高所得者の年金額の調整を行うなら、企業年金、個人年金、自助努力へのサポートとの関係も議論すべきだ。
  - g) 高所得者である年金受給者への課税強化のためには、税制の仕組みの中で、社会保障・税共通番号制などを設ける必要がある。
- 公的年金制度における既裁定の年金受給権は、金銭給付を受ける権利であることから、憲法第29条に規定する財産権であるとされている。しかし最高裁判決は、法律で決められた財産権の内容を事後の法律で変更しても公共の福祉に適合する限り、違憲立法とはいえないとしている(1978年・昭和53年7月12日)。高所得者の年金削減の合理化のために、厚生労働省はこの最高裁判決を持ち出しているが、安易に最高裁判決を利用すべきではない。
  - 公的年金制度内で所得再分配を行うことに、低所得者の基礎年金の加算の場合と同様に、いろいろな無理が生じている。高所得者の保険料負担の上限の見直し、標準報酬制の見直しなどを中心に調整を行うべきであり、さらには所得税の累進税率の強化、相続税、金融所得、資産所得を含めた税制改正により、所得再分配の強化を図るべきである。高所得者であるからといって基礎年金の国庫負担分を全額減額することは、契約違反、債務不履行、財産権侵害などの批判を受け、将来の年金受給への不安を抱かせると同時に、高所得者の保険料納付意欲を減退させることは明らかであろう。

## 7. 物価スライド特例分の解消

①かつて特例法でマイナスの物価スライドを行わず年金額を据え置いたこと等により、2.5%、本来の年金額より高い水準の年金額で支給している措置について、早急に計画的な解消を図る、②今の受給者の年金額を本来水準に引き下げることで、年金財政の負担を軽減し、現役世代（将来の受給者）の将来の年金額の確保につなげるとともに、その財源を用いて社会保障の充実を図る、③2012年度から2014年度の3年間で解消し、2012年度は10月から実施し、2012年通常国会に法案を提出する、などとしている。

- まず年金特例水準の現状について見てみよう。
  - a) 1999年～2000年に物価が下落した際、本来なら、2001年度～2002年度の年金額は、3年間の累計で1.7%の引き下げとなるどころ、当時の厳しい社会経済情勢の下における年金受給者の生活状況に鑑み、特例的に年金額を据え置いた。
  - b) 2004年度には、賃金・物価が上昇する局面において、法律上、本来予定している年金額（本来水準）は、一定の調整は行いつつ引き上げる一方、特例水準の年金額は据え置くこととした。これによって、賃金・物価の上昇に伴い、本来水準が特例水準の年金額を上回ることとなれば、それ以降、本来水準の年金額を実際に支払う方法により、特例水準を解消することとした。
  - c) その後、賃金・物価の下落傾向が続いていることにより、本来水準と特例水準との差は縮まらず、2011年度現在、両者の差は2.5%に拡大している。現行のスライド調整は、本来水準が特例水準を上回ってから適用されることとされており、現在まで一度も発動されたことはない。
- 年金部会では、年金の特例水準の解消には概ね賛成の意見が多かったが、具体化に当たっては、次のとおり、いくつかの問題点の指摘があった（2011.12.16）。
  - a) 特例水準については、政治判断で導入したもので、見直しが必要だが、2.5%は大きな数字なので、タイミング、手法については十分な配慮が必要である。
  - b) 特例水準の解消は、年金受給者の生活状況にも鑑み、3年以上での解消も検討すべきである。
  - c) 特例水準の解消を納得していただくためにも、年金財政の現状をきちんと説明する必要がある。
- これらの議論の結果、次のとおり、通常物価スライドの実施と特例水準2.5%の解消

が確認された（2012. 1. 23、「物価スライド特例水準解消」、年金部会）。

a) 通常物価スライドの実施については、2012年度の年金額は2011年度物価が下落の見込みであることから、2011年度に比べて0.3%引き下げる（2012年度4月分（6月支払い）から実施する）。

b) 特例水準の解消については、2.5%分を3年間で解消するため、2012年度10月分から0.9%、2013年度に0.8%、2014年度に0.8%それぞれ引き下げる。

この結果、年金額は、2011年度（6万5741円）は、2014年度（6万3866円）となり、月額▲1875円、年額▲2万2500円の減額となる。減額幅は大きく、いずれ年金受給者からの不満が噴出しよう。

- 厚生労働省によれば、特例水準の解消により、特例水準と本来水準の差（2.5%）に相当する給付費▲1兆円強（基礎年金と厚生年金の合計）が削減されることになる。

## 8. 産休期間中の保険料負担免除

①次世代育成の観点から、厚生年金の被保険者については、育児休業期間に加え、産前産後休業期間中も、同様に年金保険料は免除し、将来の年金給付には反映させる措置を行う、②子ども・子育て支援育成という位置づけで早期に実施し、2012年通常国会への法案提出を検討する、などとしている。

- 産前産後休業期間中の賃金支給の現状は、次のとおりである。
  - a) 産前産後のいずれの場合でも、休業期間中における給与については、法律上定められておらず、各事業所の労働協約・就業規則で定めることになっている。
  - b) 産前産後休業期間中の賃金を有給とする事業所の割合は、2007年度で28.1%に過ぎず、約7割の事業所で、産前産後の休業期間中の賃金は支給されていない。
- 年金部会では、次のとおり、基本的に賛成の意見が多かった（2011.12.16）。
  - a) 実際には中小企業では産休期間に入る前に暗黙のプレッシャーにより退職してしまう方が多いので、産休期間が保険料免除されることで取得促進につながる効果も考えられるのでぜひ改正すべきである。
  - b) この制度改革の対象者が被用者のみであるというのが懸念点。次世代育成支援の観点ならすべての人が対象の方が望ましい。そういう意味で厚生年金適用の拡大と併せて考えないといけない。



- c) 中小企業では育児休業が取得できないことが多く、出産手当金が支給された後に、立て替えた保険料を払うケースもあり、出産費用もかかることから保険料を免除すべきである。
- d) 年金給付50兆円から見れば数百億円は軽微な影響である。税財源で行うとなると、第1号被保険者をどうするかという点を含め大議論になるので、保険料財源が望ましい。
- 厚生労働省によれば、産休期間中の保険料免除によって、▲200億円～▲300億円の保険料収入が減少し保険料収入23兆円（2010年度）の0.1%程度に該当するとされている。
- 産休中の保険料負担免除は、対立点も余りないため、法案化されることとなろう。

## 9. 短時間労働者に対する厚生年金の適用拡大

①働き方に中立的な制度を目指し、かつ、現在国民年金に加入している非正規雇用の将来の年金権を確立するため、厚生年金適用事業所で使用される短時間労働者について、厚生年金の適用を拡大する、被用者保険への適用拡大と併せて実施する、②厚生年金の適用対象者となる者の具体的範囲、短時間労働者が多く就業する企業への影響に対する配慮等の具体的制度設計について、適用拡大が労働者に与える効果や雇用への影響にも配慮しつつ、実施時期も含め検討する、③2012年度通常国会への法案提出を検討する、④第3号被保険者制度の見直し、配偶者控除の見直しとともに、引き続き総合的な検討を行う、などとしている。

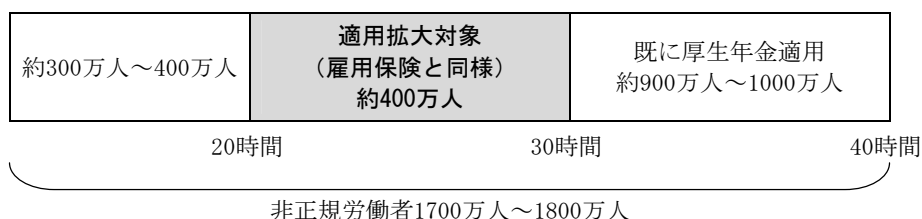
- 短時間労働者への厚生年金適用拡大については、社会保障審議会の「短時間労働者への社会保険適用等に関する特別部会」で議論が進められている。この特別部会では、次のとおりの論点整理を行っている（2011. 11. 30）。
- a) パート労働者の年金保障・医療保障確立のため、適用範囲を可能な限り広く設定すべき。
- b) 適用拡大が実施された場合に就業調整が発生する可能性や経済状況、事業主に生じる保険料及び事務負担、医療保険者への財政影響を十分考慮すべき。
- c) 第3号被保険者・被扶養配偶者の認定基準である「年収130万円未満」の見直しについては、女性の活躍を阻害しており引き上げるべき、健康保険では被扶養者の保険適用を維持するために被扶養者の認定基準を引き上げてきた経緯があることに留意す

べき、などの意見が出された。

d) 適用拡大により企業経営に生じ得る影響を緩和するため、段階的に適用拡大を行うなど一定の配慮が必要ではないか。

- 年金部会でも短時間労働者への適用拡大の際には、a) 標準報酬の下限の検討が必要、b) かえって未適用事業所が増えないようにすべきなどの意見があった（2011. 12. 16）。

図表 8 非正規労働者への厚生年金拡大



- 民主党は、当初、労働時間を現行の「週30時間程度以上」を「週20時間以上」に広げるにより約400万人を加入させるとした（2011. 11. 29）。これに対して厚生労働省は、a) 労働時間は「週20時間以上」、b) 対象者の収入基準は「年収約80万円以上」、c) 企業規模は「従業員300人以上」、d) 新規加入者は100万人程度などとした。企業負担を考慮して、当初の400万人からは縮小させるが、段階的に増やしていくとした（2012. 1. 21）。
- 政府・民主党は、今度は若干縮小させ、a) 労働時間は「週20時間以上」、b) 勤務期間は6カ月以上、c) 年収は65万円（月収5.4万円）以上、d) 加入者は約300万人などの修正をした。厚生労働省は、民主党のいうように労働時間を「週20時間以上」とすることで加入者を300万人に増やす場合、企業が半分負担の保険料で事業主負担は4300億円の増加になると公表した（2012. 2. 13）。
- 厚生労働省は、保険料を半額負担する企業負担を考慮し、a) 従業員301人以上の企業での適用者100万人～150万人、b) 同101人以上の企業での適用者200万人として、企業規模で段階的に対象を拡大していく案を示した。なお年収65万円は、最低賃金の全国最低額で週20時間働いた場合に相当する。労働時間は雇用保険の「31日以上」より長い「6カ月以上」とし、約40万人の学生は除外した（2012. 2. 9）。
- 民主党内では、パートの多い流通、小売業界などが同党に反対の陳情攻勢をかけ始め、経済産業省も後押しに乗り出すなどしたため、拡大対象の縮小や今国会への関連法案提

出の見送りなどの議論が出てきた。今や推進派は厚生労働省と一部関係議員、という四面楚歌の状況になりつつある（2012. 2. 22、毎日新聞）。

- 政府・民主党内では、対象者数を数十万人に大幅縮小する方向にあるが、厚生労働省は「自公政権が目指した20万人より拡大したい」と語るまで後退した（2012. 2. 24）。

## 10. 被用者年金の一元化

①被用者年金制度全体の公平性・安定性確保の観点から、共済年金制度を厚生年金制度に合わせる方向を基本として被用者年金を一元化する、具体的には、公務員及び私学教職員の保険料率や給付内容を民間サラリーマンと同一化する、②公的年金としての職域部分廃止後の新たな年金の取り扱いについては、新たな人事院調査等を踏まえて、官民均衡の観点等から検討を進めるものとする、③企業年金を実施している事業所数は、厚生労働省「平成20年就労条件総合調査」から推計すると37.5%となり、すべての企業に企業年金があるわけではない、④2007年度法案をベースに、一元化の具体的内容について検討する、関係省庁間で調整の上、2012年通常国会への法案提出に向けて検討する、などとしている。

- 被用者年金の一元化問題の現状は、次のとおりとなっている（年金部会資料）。
- 共済組合には国家公務員共済組合と地方公務員共済組合、私立学校教職員共済組合の3つがある。国共済は各省庁や衆参両院など計20組合、地共済は地方自治体や公立学校教職員、警察職員など計64組合、私学共済は日本私立学校振興・共済事業団1組合となっている。ちなみにJR、JT、NTTの旧3公社、農協・漁協職員向けの共済組合もあったが、すべて厚生年金に統合された経緯がある。
- これら3共済については、厚生年金より保険料率が低いのに、全体の給付水準は2万円ほど高くなっているとの指摘がある。
- 共済年金の「職域加算」は、保険料の追加負担なしで加算されることについての批判がある。民間でも厚生年金に上乘せされる企業年金はあるが、別の保険料負担が必要で企業年金のある事業所は全体の4割弱とされる。
- 共済年金の遺族年金の「転給」にも批判がある。厚生年金の場合、死亡した夫の遺族年金を受給していた妻が亡くなると、遺族年金の受給権は消滅する。共済年金の遺族年金では、「転給」によって、夫が生活の面倒をみていた父母には受給権が引き継がれる、父母、子がいなければ孫にまで受給権が移る。

- 国家公務員、地方公務員は、かつては保険料負担などがほとんどない恩給制度の下にあった。国共済は1959年、地共済は1962年に現行制度になった。恩給時代に公務員として働き、現行制度になってから退官した人は保険料を十分納付していないので、老後の年金資金は不足する。そこで、その分を追加費用（税金）で補てんすることになっている。この追加費用は、2012年度予算案では国共済約3360億円、地共済約8560億円である。
- 政府は、a) 「公務員及び私学教職員の保険料率や給付内容を民間サラリーマンと同一とする」、b) 職域加算については別に負担を求める新制度を検討し、転給は廃止する、c) 追加費用は恩給期間の給付を27%引き下げるなど総額を抑制する、などとしている。
- 厚生年金・共済年金の一元化法案はかつて2007年に国会に提出されたが、野党の民主党が自営業者らの国民年金も含めた統合を主張し、廃案となった経緯がある。民主党政権は自ら廃案に追い込んだ旧法案の成立を期していることになる（2012.2.22、毎日新聞）。
- 被用者年金の一元化については、各省庁間で検討が進められており、年金部会でも、次のとおり、議論の整理を行った（2011.12.16）。
  - a) 働き方やライフコースの選択に影響を与えない公平な社会保障制度を構築する観点からは、職業によって給付内容や保険料率が異なっている現状を改善する必要がある。
  - b) 共済年金制度を厚生年金制度に合わせることを基本として、被用者年金の一元化を行い、民間サラリーマン、公務員等を通じ、「同一保険料・同一給付」を実現することが適当である。
  - c) 共済年金の1階・2階の保険料率を厚生年金の保険料率に統一する、厚生年金と共済年金の制度的な差異（遺族年金の転給制度、在職老齢年金の停止の扱い）を解消する、共済年金の職域部分は廃止する。
- 政府・民主党は、当初、自営業者らの国民年金も含めたすべての制度の一元化を主張していたが、自営業者の所得把握などについて、自民、公明両党が反対していることもあり、完全一元化は将来課題として棚上げし、厚生年金、共済年金の一元化のみを先行することになった。しかし民主党の年金の完全一元化は、a) 国民年金も含めてすべての年金の完全一元化が前提となっている、b) 短時間労働者の厚生年金拡大もほんのわずかしかできない、c) 第3号被保険者（主婦年金）の改革も手つかずである、d) 自営業者の所得把握には納税者番号制度の導入が不可欠である、e) 莫大な財源確保（消費税20%以上）が必要である、などの難題が山積しており、到底、実現不可能であろう。
- 遺族基礎年金は、子のある妻（子が18歳まで）、子（18歳まで）に支給、遺族厚生年金

は、妻、子のある妻、子（18歳まで）、夫・父母・祖父母（55歳以上）、孫（18歳まで）に支給されるが、これらの人達が死亡等の場合はそれで打ち切られる。共済年金では、「転給」によって、父母、子がいなければ孫にまで受給権が引き継がれる。戦前・戦中にアジア地域の戦争で「国に奉仕し殉職した」旧軍人の家族等に対する恩給の名残の制度でもあり、自衛隊にも基本的に適用されてきたものである。

- 職域加算については、民間の企業年金に相当する給付として1986年に創設された。政府の各省庁、公務員は「官の優遇策ではない」として廃止に反対している。既に見たように民間企業にも種々の3階部分の付加給付の年金制度があり、公務員労働者等がそれらとほぼ同様な措置を要求するのも当然であろう（図表6「公的年金制度の仕組みと現状」を参照）。人事院も年金の上乗せ分と退職金をセットにした制度の意義を強調していた（2012.3.9、毎日新聞）。しかし人事院は、2010年度の退職金と年金を合わせた「退職給付」の水準を官民で比較し、国家公務員が約400万円上回っていたとする調査結果を公表した。2006年の前回調査では公務員が民間を下回ったが、デフレ経済下で逆転した。これを受けて民主党は職域加算に代わる新たな制度について、国家公務員については保険料の事業主負担分としての公費投入を見送り、地方公務員については地方自治体の判断で公費投入のある確定給付企業年金などに加入し、労使の保険料負担割合は自治体に決定権を委ねるなどの報告書を取りまとめた（2012.3.8）。
- 政府は、被用者年金一元化法案を概ね次のとおり決めた。a) 国家公務員・地方公務員（15.862%）は2018年9月に、私学教職員（13.292%）は10年後の2027年4月に18.3%とする、b) 「職域加算」は2012年中に検討を行い別途法律で定め、有識者会議で代替措置を検討する、c) 旧恩給部分の「追加費用」は原則27%削減する（ただし給付が年230万円以下の人は減額しない）、d) 「転旧」は廃止し厚生年金にそろえる、e) 公務員共済の積立金20.7兆円（私学共済は2兆円）は共済側が持つことにする（2012.4.10）。
- 民主党総務部門の幹部会議は、公務員に対する共済年金独自の上乗せ給付について「労使折半の事業主負担が基本」として、雇用主である国や地方自治体が公費（税）を投じて保険料の半分を負担していくべきだとの提案をまとめた（2012.4.20、共同通信）。

## 11. 第3号被保険者制度の見直し

①第3号被保険者制度に関しては、国民の間に多様な意見がなおあることを踏まえ、不公平感を解消するための方策について、新しい年金制度の方向性（2分2乗）を踏まえつつ、引き続き検討する、②短時間労働者への厚生年金の適用拡大、配偶者控除の見直しとともに、引き続き総合的な検討を行う、などとしている。

● まず第3号被保険者制度の現状を見てみよう。

a) 第3号被保険者は、1995年度の1220万人をピークに減少しつつあるが、2009年度でもまだ1021万人いる。そのうち男子も11万人となっている。第3号被保険者は、2009年度で女性人口3201万人の31.9%を占めている。単純計算で見ると、この1021万人の第3号被保険者が、基礎年金保険料を一切負担することなしに、いずれ月額6.6万円、年額79.2万円の基礎年金を生涯にわたって受給することになるわけである。この第3号被保険者の保険料は、働く女性である第2号被保険者を含めて他の被用者年金の被保険者などで負担しており、不公平との批判が高まっているのである。

b) 第3号被保険者の年齢割合は次のとおりとなっている。

図表9 第3号被保険者の年齢割合

20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳
4.3%	18.8%	33.9%	41.5%	42.0%	40.2%	36.6%	29.9%

出所) 厚生労働省年金局資料より作成（2009年度）。

c) 第3号被保険者の就業状況は次のとおりである。

図表10 第3号被保険者の就業状況

自 営	37万4000人	3.4%
正規雇用者	26万7000人	2.4%
非正規雇用者	448万9000人	40.8%
未 就 業 者	588万3000人	53.4%
合 計	1101万3000人	100%

出所) 「公的年金加入状況等調査」（厚生労働省）より作成（2004年度）。

d) 2004年度の年金改正で、第3号被保険者を対象として、離婚時の年金分割が導入された。その際、被扶養配偶者を有する第2号被保険者の保険料は、被扶養配偶者が共同負担したものと認識する規定が定められている。

例えば年金納付期間40年で、婚姻期間40年の場合、夫の年金は20.5万円（基礎年金6.6万円＋厚生年金13.9万円）で、妻の年金は6.6万円（基礎年金）で合計27.1万円である。離婚した場合には、夫の年金は13.55万円（基礎年金6.6万円＋厚生年金6.95万円）で、妻も13.55万円（基礎年金6.6万円＋厚生年金6.95万円）となる。

- 厚生労働省は、a) 夫の保険料の半分を妻が支払ったとみなし、夫の厚生（共済）年金を夫名義と妻名義に半分ずつ分ける「2分2乗」方式、b) 専業主婦にも保険料を求め、c) 夫に追加負担を求める、d) 専業主婦の基礎年金を減額する、4案を同時に示した（2011.9.29）。a) 案では、自ら保険料負担をしている女性労働者（第2号被保険者）など厚生年金被保険者全体で、専業主婦（第3号被保険者）の基礎年金を負担する構造は変わらず、これらの人々の間の不公平感は全く解消されない。b) 案、c) 案、d) 案は、当然負担増となるが、不公平感を解消する望ましい制度であろう。
- 年金部会では、次のとおりの議論があったが、明確かつ決定的な結論は出なかった。
  - a) 従来の性別役割分業という社会経済の仕組みの中で整合的であった第3号被保険者制度を新しい経済システムにどのように合わせるのかという問題であり、子育て施策も含め様々な政策の組み合わせの中で議論する必要がある。
  - b) 第3号被保険者制度は見直すべき。女性の労働市場への参加が不可欠であり、就労を阻害するような制度であってはならない。負担をとらないとこの問題は解決しない。
  - c) 負担の公平性の観点から、保険料負担をしていただく案に賛成。しかし昭和60年（1985年）改正の前の状態になってしまうので、夫婦共同負担案（第2号被保険者の納付した保険料の半分は、その被扶養配偶者・第3号被保険者が負担したものと取り扱って年金分割をする）も考えてよい。
  - d) 夫婦共同負担案は、夫が同じ収入であれば制度が変わっても世帯として払う保険料は変わらない。応益負担と応能負担という観点から見ればこの案は応能負担にも配慮した案ではないか。
  - e) 夫婦共同負担案について、夫の年金が強制的に分割されることは問題ではないか。女性が夫の厚生年金の半分が加算される第3号被保険者になる方が得だと考えないか。
  - f) 夫婦共同負担案を採用しても結局、厚生年金被保険者全体で第3号被保険者の負担をしなければならない実態は変わらず、不公平感が残る。

- g) 遺族年金について、夫婦共同負担案は、個人の年金権を確立しているからといって、遺族年金はなしでよいとはならず、従来の遺族年金の考え方を継続していく必要がある。死亡した配偶者の年金額の2分の1を遺族年金として支給するなどが考えられる。
- 2分2乗方式については、その他、h) 第2号被保険者、第3号被保険者の夫婦間のみ適用するか、第1号被保険者夫婦間や第2号被保険者夫婦間でも適用するか、i) 保険料納付を記録した段階から夫婦共同負担の考え方による年金分割を適用するのか、受給開始段階から適用するのか、j) その適用には届け出を必要とするか、婚姻の届け出など客観的事実をもって適用開始とするか、事実婚をどう取り扱うか、などの重要課題があるが、これらに対する意見はほとんど出なかった。
  - 年金部会の意見にもあったように、夫婦共同負担案を採用しても、働く女性をはじめとした厚生年金被保険者全体で第3号被保険者の年金給付の負担をしなければならない実態は変わらず、不公平感は解消されないことは明らかである。専業主婦（第3号被保険者）に基礎年金の保険料負担を求めることは当然のことである。その際、専業主婦（第3号被保険者）が、直接的に親の介護、子育てを行い、特別養護老人ホームや保育所を利用しないで、結果的に相当額の社会保障費の抑制に貢献している人もいるので、「こうした専業主婦がいる世帯には保険料減免措置の拡充、税控除や手当などによる救済策も併せて検討してはどうか」（2011. 10. 11、毎日新聞）などの意見もある。

## 12. マクロ経済スライドの検討

①デフレ経済下においては、現行のマクロ経済スライドの方法による年金財政安定化策は機能を発揮できないことを踏まえ、世代間公平の確保及び年金財政安定化の観点から、デフレ経済下におけるマクロ経済スライドのあり方について見直しを検討する、②マクロ経済スライドの適用については、物価スライド特例分の解消状況も踏まえながら、引き続き検討する、などとしている。

- まず現行のマクロ経済スライドの仕組みを見ておこう。
  - a) 年金額は、賃金や物価の上昇に応じて伸びていくが、一定期間、年金額の伸びの調整を行う（給付水準は低下するが、下限（所得代替率50%）を設定）ことで、保険料収入の範囲内で給付を行いつつ、長期的な年金財政運営が図られるようにする。
  - b) 5年に一度の財政検証の際に、概ね100年間の財政均衡期間の終了時に、年金支給



に支障のない程度の積立金（給付費1年分）を保有することができるよう、年金額の伸びの調整を行う期間（調整期間）を設定する。

c) 調整期間においては、現役人口の減少や平均余命の伸びを年金額に反映させ、その分だけ賃金や物価の上昇による年金額の上昇を抑えることとする。

d) 財政検証で、年金財政の均衡を図ることができると見込まれる場合には、年金額の調整を終了する。

e) 調整期間中は、年金額の伸びから「スライド調整率」を差し引いて、年金額を改定する。現在のスライド調整率は公的年金全体の被保険者の減少率0.6%+平均余命の伸びを勘案した一定率0.3%=0.9%となっている。

f) 賃金や物価が上昇局面の時は、スライド自動調整が適用され給付の伸びが抑制されるが、賃金や物価の伸びがマイナスの場合は、賃金や物価の下落率は年金額を引き下げるが、それ以上の引き下げは行わないことになっており、スライド調整の効果がなくなる。

● 旧自民党政権は、2004年年金改革で保険料に上限（厚生年金18.3%）を設ける代わりに、給付の伸びを抑える「マクロ経済スライド」を導入した。これは物価や賃金上昇率より年金の伸びを0.9%抑える仕組みであるが、物価下落時には発動しない決まりなので、デフレ下で、まだ一度も機能していない。当時59%だった厚生年金の給付水準（現役世代の平均的取り手取りに対する年金額の割合）を50%まで下げるはずが、賃下げによる現役の手取り減少で分母が縮み、逆に60%台へ伸びている（2011.10.2、毎日新聞）。

● 年金部会では、デフレ下のマクロ経済スライドの見直しについては、次のとおり、賛成の意見が多かったが、一方年金受給者の年金額の低下に一定の歯止めをかけるべきなどの慎重な意見もあった（2011.12.16）。

a) 2004年改正でマクロ経済スライドを導入したが、当時、デフレを想定しておらず、現在発動していない。当時決めたわけだから、年金財政の健全化に向けて粛々と進めていくしかない。

b) デフレ下でもマクロ経済スライドを実施すべき。一つ目は年金財政の持続可能性の観点から、二つ目は世代間格差の観点から。今でさえ広がっている世代間格差がさらに広がる。

c) 特例水準、スライド凍結のために、所得代替率が上昇しているはず。その状況を正確な数字で示していただきたい。所得代替率の上昇は、デフレ下で高齢層が相対的に有利になっていることを意味するが、それを是認することは困難ではないか。

d) マクロ経済スライドによる年金額の調整をデフレ下においても厳格に実施すべき。  
現在の年金を支える就労世代は、デフレ下における給与の実質的低下を甘んじて受け入れている上に、年金保険料の割合増も受け入れている。相互扶助の精神に則り、現在を生きる就労世代と年金世代、未来を支える世代が、互いに支え合うための第一歩として、デフレ下においても機能するマクロ経済スライドを実施すべき。

e) デフレ下でもマクロ経済スライドを発動することに賛成。ただし物価の下落幅を超えて年金額を下げるというかつてない経験であるから、きちんと受給者が納得できる説明が必要。また年金額の低下に一定の歯止めをかける措置が必要。

f) 老後の基礎的な消費支出を支える基礎年金について、マクロ経済スライドを行うことは適当ではない。

- 年金部会では、以上の議論の結果、特例水準の解消の状況も踏まえながら、マクロ経済スライドの見直しについて、引き続き検討を進めることが考えられるとした。

### 13. 在職老齢年金の見直し

①就労意欲を抑制しているのではないかと指摘がある60歳代前半の者に係る在職老齢年金制度について、調整を行う限度額を引き上げる見直しを引き続き検討する、②就労抑制効果について慎重に分析を進めながら、引き続き検討するなどとしている。

- 現行の在職老齢年金制度は、以下のようになっている。
  - a) 60歳～64歳は賃金と年金（定額部分、65歳以上の基礎年金に相当）の合計額が28万円（夫婦2人の現役被保険者の平均月収）を上回る場合は、賃金増加2に対して、年金額1を停止する。46万円（現役男子被保険者の平均月収）を超える場合は、賃金増加分だけ年金を停止する。
  - b) 65歳～69歳は賃金と厚生年金の合計額が46万円を上回る場合は、賃金増加2に対し

図表11 在職老齢年金制度適用状況

	年金一部・全部停止者数	支給停止額
60歳～64歳	約120万人	約1.0兆円
65歳～	約10万人から20万人	約0.1兆円～0.2兆円

出所) 厚生労働省年金局、2009年度ベース。

て、年金額1を停止する。

- 年金部会では、次のとおり、必ずしも見直しの必要はないとの意見が多かった。
  - a) 在職老齢年金については、就業意欲を抑制するとの批判があるが、現場の実感としてはそうではない。在職老齢年金の制度があっても、就労を望む高齢者は多い。
  - b) 在職老齢年金については、示された案のような改革を行う必要は今はないと考えている。46万円以上の収入のある者が、年金が減るからといって就業調整を行うかどうか、疑問が残る。また年金財政の安定化にも逆行する。効率性阻害効果が余程明確でなければ、やるべきではない。
  - c) 産業界の視点からすれば、在職老齢年金は必ずしも就業抑制的ではないのではないのか。支給開始年齢の65歳への引き上げが近い将来完成することを考慮すると、いずれ効果はなくなってしまう。年金財政の安定化が求められる中、給付増には慎重であるべき。特定世代のみが給付増の恩恵を受ける点も気になる。
  - d) 在職老齢年金の問題点として、就業意欲抑制の他、短時間労働者や共済年金受給者は支給停止を受けないことが挙げられる。支給停止額を決める収入の認定に当たっては、家賃収入や配当収入も含めた総収入ベースで判定できるようにすべき。
  - e) 財源の手当がなくなれば緩和を執行してほしいが、年金給付額が拡充されれば、高齢者を雇用する企業は賃金を減らす可能性があり、高齢者雇用が増えるかは疑問。

## 14. 標準報酬上限の見直し

①高所得者について、負担能力に応じてより適切な負担を求めていく観点に立ち、厚生年金の標準報酬の上限について、健康保険制度を参考に見直すことを引き続き検討する、  
②平均標準報酬の動向等を踏まえながら、引き続き検討する、などとしている。

- まず厚生年金の標準報酬月額を現状を見てみよう。
  - a) 現行の厚生年金の標準報酬月額は、上限（62万円）、下限（9万8千円）が設定され、高所得者であった人に対する年金額が余り高くないようにする観点、低所得者であった人に対しても一定の額以上の給付を確保する観点から、健康保険の標準報酬月額上限（121万円）、下限（5万8千円）より狭い範囲に設定されている。
  - b) 例えば実際の標準報酬月額が100万円の人は、62万円の標準報酬月額に該当し、実際の報酬月額が8万円の人は、9.8万円の標準報酬月額に該当する。

- c) 標準報酬月額の上限62万円に該当する被保険者数は212万5501人（6.21%）であり、下の等級と比べても相当多くの被保険者数となっている（2009年度末）。ちなみに標準報酬月額の平均30万4173円に該当する等級の被保険者数は193万7233人とどまっている。
- d) 標準報酬月額を健康保険に合わせて上限121万円にすると、該当者は年収換算で1900万円であり、40年間該当した場合の年金給付額は40.4万円（単身・月額）で、年間保険料負担（労使折半）は296万円と見込まれる。標準報酬上限62万円の場合は、年金給付額は23.9万円、保険料負担（労使折半）は152万円である。
- 年金部会では、次のとおり、標準報酬の引き上げについては、賛成と反対の意見に分かれて、一定の結論は出なかった。
  - a) 2008年の年金部会の提案以降も所得格差が拡大しており、今回改正すべき。健康保険同様121万円まで引き上げるのは厳しいかも知れないが、拠出能力に応じた負担を求めることを検討すべき。
  - b) 負担を求めるためには、高所得者の年金給付減額よりは現実的な方法。標準報酬上限は逆進性があるという点からも積極的に考えるべき。
  - c) 賦課方式の年金制度においては経済力に応じて負担に参加していただくべきなので基本的に賛成。
  - d) 公的年金は老後の所得保障が目的なので、高所得者に老後を支える年金が足りないということであれば、保険料負担をどうするかを考えるべき。一方、2分2乗方式との関係など、他の議論とセットで議論する必要がある。高所得者に負担は増やすが給付は増やさないなら、自助努力で行う企業年金等も含め、総合的に議論する必要がある。
  - e) 仮に上限を引き上げるなら、高所得者に給付を反映させないようにすべき。
  - f) 日本の所得再分配が小さい原因は、税の所得再分配機能が弱まっていることにあり、社会保険の仕組みの中でこれ以上所得再分配機能を強めることは社会保険原則を揺るがすので反対。現行年金制度における所得再分配は公費が投入されている基礎年金のみに限定すべき。保険料負担が上がる中で、さらに賦課ベースまで拡大することは、国民全体で基礎年金を支えるという趣旨に反する。
  - g) 上限該当者が減っている中、今なぜ引き上げないといけないか分からない。負担を増やし将来の給付を減らすのは、やはり年金財政が厳しいのが理由ではないか。短時間労働者への厚生年金適用拡大の際に、標準報酬下限の引き下げを行う財源に充てる

ためではないか。

h) 今の経済状況を考えると、事業主負担が増えることを無視するわけにはいかない。

上限を上げて、事業主負担を増やさず、結果として給付も増やさないという措置もあり得るのではないか。

- 標準報酬月額の上限引き上げにより、a) 当面は保険料収入が増加し、将来は給付が発生するため増収効果が薄れるが増収になることは変わらない、b) 上限引き上げの際に、全額を給付に反映しない方法をとる場合は増収効果が大きくなる、c) 所得の高い者を雇用する事業主の負担が増える、などを考慮して引き続き検討することになった。

## 15. 支給開始年齢引き上げの検討

①世界最高水準の長寿国である日本において、現在進行している支給開始年齢の引き上げ（男性2025年まで、女性2030年まで）との関係や高齢者雇用の進展の動向等に留意しつつ、中長期的課題として、支給開始年齢のあり方について検討する、②将来的な課題として中長期的に検討する、2012年通常国会への法案提出は行わない、などとしている。

- 現在、基礎年金・老齢厚生年金とも、支給開始年齢を2025年まで（女性は2030年まで）かけて、65歳へ引き上げている途上にある。また各国の年金支給年齢の状況は、次のとおりである。

図表12 年金支給年齢と年金の繰上げ・繰下げ支給制度（2010年度）

	日 本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス	スウェーデン
支 給 開 始 年 齢	基礎65歳、厚生60歳（65歳に引き上げ中）	66歳（67歳へ引き上げ中）	男65歳、女60歳（68歳に引き上げ中）	65歳（67歳に引き上げ中）	60歳（62歳に引き上げ中）	61歳以降選択（保証年金は65歳）
繰上げ支給	60歳から給付減額	62歳から給付減額	なし	63歳から給付減額	56歳から	なし
繰下げ支給	70歳まで給付増額	70歳まで給付増額	上限なし給付増額	上限なし給付増額	上限なし給付増額	本人選択

出所) 年金部会資料より作成。

- 2004年の法改正により、現行の支給開始年齢の引き上げと併せ、a) 定年の引き上げ、

b) 継続雇用制度の導入（労使協定により基準を定めた場合、希望者全員を対象としない制度の可）、c) 定年の定め廃止、のいずれかの措置をとることを企業に義務づけている。その結果、a) 高齢者雇用確保措置を実施済の企業の割合は96.6%、b) 希望者全員が65歳まで働ける企業の割合は47.9%などとなっている。しかし企業によっては様々ないじめ・嫌がらせなどもあり、実際は定年退職、別の職場などへの再就職に苦労しているのが実態である。

- 年金部会では、年金支給開始年齢の引き上げについては、次のとおり、反対と賛成の意見が激しく対立した。

a) 支給開始年齢引き上げのスケジュールの前倒し論は、労政審の議論とも関わるほか、直近で人々の老後設計に関わる。あくまで中長期的課題として議論していかなければ国民の信頼や理解は得られない。検討は必要だが、実現は困難。

b) 超少子高齢社会の中長期的展望を考えれば、支給開始年齢の引き上げを考えざるを得ない。高齢者雇用にはプラス面もある。しかし支給開始年齢の引き上げは世代間不公平の是正に反する恐れがある。

c) 子ども達の世代のことを考えれば、今、更なる引き上げを検討しなければならないかも知れない。最低限、満額支給の年齢については引き上げざるを得ないのではないかと。検討期限を決めて、定年の見直しと併せて議論すべき。

d) 高齢者雇用対策の議論ができていない中で、支給開始年齢の引き上げを先に議論することはできない。現行の支給開始年齢の引き上げできえ、65歳未満の雇用の状況と噛み合っておらず、年金部会で議論できる段階にはない。

e) 高齢者雇用については、企業に定年延長を求めてきた中で、やっと法的措置が追いついたところであり、今後、処遇改善も併せて行わなければならないということを考えると、従来どおりのリンクを保ちながら支給開始年齢の引き上げを行うことは難しい。労働市場全体の動きの中でフォローすることが必要であり、企業内の問題として解決を図るのは難しい。

f) 産業界としても、雇用との整合性の確保は必要であると考えている。雇用が減少する中で、支給開始年齢の引き上げは、若年者雇用も含めた労働市場に悪影響を及ぼすものであり、慎重な検討が必要。高齢者雇用については、製造業を中心に、労働者の体力の限界にも配慮する必要がある。支給開始年齢の引き上げがもたらす影響は労使ともに大きく、制度改正は困難。

g) 公的年金を縮小するなら、私的年金などによる備えを奨励するため、税制優遇措置

の拡充など、その分をカバーする制度改革の議論も必要。

h) 退職してから年金を受給するまでの空白期間が生じるので、ここに特化した積立金制度を作ることも検討すべき。こうした工夫の下で支給開始年齢の見直しと雇用政策を併せて実施すべき。

- 小宮山厚生労働相は衆院予算委員会（2011. 11. 9）で、厚生年金の支給開始年齢の68歳～70歳への引き上げについて、「来年の通常国会、あるいは再来年という短時間の中で法案を提出することは考えていない」と述べ、法改正は2年間行わないと明言し、68歳以上への引き上げは次期衆院選以降まで凍結されている。
- 政府は、年金支給開始年齢が2013年度から段階的に65歳まで上がった際、定年（60歳）を迎えた国家公務員に年金支給まで無収入になる人が出ないように、現行の「再任用制度」の採用基準の拡充を軸に、65歳まで働ける仕組みを構築することになった。国家公務員の再任用制度は2008年度から65歳まで対象になった。行政機関等では毎年約9500人が定年退職するが、しかし、再任用実績は約4300人どまりである。人事院は「制度が安定的でない」として、定年を65歳まで延長するよう内閣に意見を提出した。政府内は、給与総額を抑制する観点から、定年延長よりは再任用の枠を広げるべきだとしている。今の再任用は「定年前の勤務実績」などを基準に選考しているが、「希望者全員の再任用」を義務づけるかが焦点になろう（2012. 2. 16、毎日新聞）。

## 16. 遺族年金の見直し

遺族年金については、一体改革には含まれないが、①母子家庭には支給される一方で父子家庭には支給されないという男女差を解消すべき、②支給要件の判定基準を適正化すべきなどの指摘があることに鑑み、具体的な法的措置について検討する、などとしている。

- まず遺族年金の基礎年金と厚生年金の現状は、次のとおりとなっている。
  - a) 遺族基礎年金は、子のある妻（子が18歳まで）、子（18歳まで）に支給される。
  - b) 遺族厚生年金は、妻、子のある妻、子（18歳まで）、夫・父母・祖父母（55歳以上）、孫（18歳まで）にまで支給される。
- 年金部会では、厚生労働省が、次のとおり、出された意見をとりまとめている。
  - a) 遺族年金の男女差については、基本的に解消する方向で検討を進めるべきとの意見が多数を占めた。

- b) 遺族年金は、被保険者が死亡したときにその者により生計を維持されていた者に対して支給されるという考え方によっている。生計を維持されていたかどうかについて、将来にわたって年850万円以上の収入を有しているか否か等によって判断している。この点について、遺族年金差の対象範囲を拡大する際に、併せて見直しが必要との意見が多数出されている。
- 具体的制度設計は、次のとおりの課題が挙げられている。
    - a) 遺族基礎年金の支給対象を「子のある妻」ではなく「子のある配偶者」とする。
    - b) 父子家庭に支給対象を拡大するが、被扶養者である第3号被保険者（専業主婦）が死亡した場合には、遺族年金を支給しないこととする。
    - c) 遺族年金は死亡した者に生計を維持されていた者に支給されるものであり、その判定基準として、年収850万円以上の収入を将来にわたって有する者と認められないこととされている。この「年収850万円」の根拠は被用者年金被保険者の報酬上位10%に相当する収入として定められており、その基準に照らせば、「年収850万円」を変更する必要はない。この基準は遺族の死亡時のみに勘案されるものであり、認定後にも所得の増減があり得ることに対応できていないことなども指摘されている。この基準の取り扱いについては、遺族年金受給者の実態等をみながら引き続き検討を進めるべきではないか。

## 17. 業務運営の効率化

現行の年金制度の改善及び新しい年金制度を検討するに際しては、①年金制度を運用するための業務処理体制やシステムに関する現在の課題にも適切に対処していくことが必要であり、業務運営やシステムを改善する、②国民年金保険料の納付率の向上を図るため、未納者の属性に応じ、保険料免除の勧奨や強制徴収の強化など、収納対策を一層徹底する、などとしている。

## 18. その他の事項

①保険料の事務費への充当（1945億円、2011年度、筆者注）の解消を実現するための財



源の確保策、②過去繰り延べられて未返済になっている年金の国庫負担分の返済に必要な財源の確保策について引き続き検討する、③歳入庁の創設による、税と社会保険料を徴収する体制の構築について直ちに本格的な作業に着手する、などとしている。

● 歳入庁の創設については、民主党作業チームは、次のとおり中間報告をとりまとめた（2012.4.11）。

a) 歳入庁は国税庁を母体に創設する、b) 当面は、国税庁、日本年金機構の徴収業務、地方税の未納分徴収業務に限定するが、将来は、市町村が運営する国民健康保険の保険料徴収などへも業務を拡大する、c) 体制は独立組織、財務省外局、内閣府外局の3案を検討する、d) 社会保障・税の共通番号制度の利用開始と同じ2015年1月に発足させる。

## 19. 政府の年金改革法案の国会提出

政府は次のとおりの一連の年金改革法案を国会に提出した。

### (1) 「国民年金法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案」（2012.2.10）

① 2012年度について、国庫は、交付公債により、基礎年金国庫負担割合2分の1と36.5%（現在の国庫負担、筆者注）の差額を負担する。

② 2012年度の国民年金保険料の免除期間について、基礎年金国庫負担割合2分の1を前提に年金額を計算する。

#### ③ 特例水準の解消

a) 世代間公平の観点から、老齢基礎年金等の年金額の特例水準（2.5%、特例法でマイナスの物価スライドを行わずに年金額を据え置いた分、筆者注）について、2012年度から2014年度までの3年間で解消する。

b) これまでの年金と連動して同スライド措置がとられてきたひとり親家庭や障害者等の手当の特例水準（1.7%）についても、2012年度から2014年度までの3年間で解消する。

(2) 「公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律案」(2012.3.30)

- ① 年金制度の最低保障機能強化を図り、併せて、年金給付の重点化・効率化を図る観点から、受給資格期間の短縮、低所得者への年金額の加算、高所得者の年金額の調整を行う。
  - a) 低所得者である老齢基礎年金受給者に福祉的な加算を行う。月額6千円の定額加算と過去の免除期間について老齢基礎年金の満額の6分の1を加算する。
  - b) 障害基礎年金、遺族年金についても月額6千円の福祉的な加算を行う(1級障害基礎年金は7.5千円)。
  - c) 高所得者の年金額の調整は、所得550万円(年収850万円)以上の者(24.3万人)を対象に、老齢基礎年金満額6.4万円のうち国庫負担額3.2万円を限度に支給停止する。
  - d) 老齢基礎年金の受給資格期間を25年間から10年間に短縮する。現在無年金の高齢者に対し、納付期間に応じた年金支給を行う。
- ② 基礎年金国庫負担2分の1が恒久化される特定年度を2014年度と定める。
- ③ 2012年度に発行する「交付公債」の償還に関する事項を定める(今国会に提出済の国民年金法等の一部改正法案で、別に法律で定めると規定している)。
- ④ 短時間労働者に対する厚生年金・健康保険の適用拡大を行う。
  - a) 現行の週労働時間30時間の規定を、「週20時間以上」、「月額賃金7.8万円以上」、「勤務期間1年以上」、「学生除外」、「従業員501人以上」の規定に改正し、これらに該当する45万人の短時間労働者を対象に厚生年金、健康保険を適用拡大する。
  - b) 3年以内に対象を拡大することを法律に明記する。
- ⑤ 厚生年金、健康保険等について、次世代育成の支援のため、産休期間中の保険料免除を行う。
- ⑥ 遺族年金の父子家庭への支給を行う。

(3) 「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案」(2012.4.13)

- ① 厚生年金に公務員、私学教職員も加入することとし、2階部分の年金は厚生年金に統一する。

② 共済年金と厚生年金の制度的な差異については、基本的に厚生年金にそろえて解消する。

a) 被保険者の年齢制限（年齢制限なし）、b) 未支給年金の給付範囲（遺族、相続人）、c) 老齢給付の在職支給停止（28万円以上等）、d) 障害給付の支給要件（保険料納付要件なし）、e) 遺族年金の転給（先順位者失権の場合、次順位者に支給）などについては、厚生年金にそろえる。しかしf) 女子の支給開始年齢（男子と同じ）については、経過措置として存続する（カッコ内は共済組合の制度、筆者注）。

③ 共済年金の1階・2階部分の保険料を引き上げ、厚生年金の保険料率（上限18.3%）に統一する。厚生年金（現行16.412%、筆者注、以下同様）、共済年金（公務員の現行15.862%、私学教職員の現行13.292%）の保険料は、毎年度0.354%ずつ引き上げているが、この引き上げスケジュールを法律で位置づけ、a) 公務員は2018年、b) 私学教職員は2027年に、18.3%に統一する。

④ 厚生年金事業の実施に当たっては、効率的な事務処理を行う観点から、共済組合や私学事業団を活用する。

a) 公務員共済の積立金については、20.7兆円を共済に残し、24.0兆円は共通財源とする、私学共済の積立金については、2.0兆円を共済に残し、1.7兆円を共通財源とする。

b) 被保険者の記録管理等、保険料徴収主体等に厚生労働大臣に加えるとともに、共済組合、私学共済を法律に規定する。

c) 一元化された厚生年金制度全体の給付と負担の状況を国の会計にとりまとめて計上し国民に開示する。

d) 積立金の運用は、厚生労働大臣が案を策定し、各大臣と協議の上策定する。

⑤ 共済年金にある公的年金としての3階部分（職域部分）は、廃止する。公的年金としての3階部分（職域部分、月額約2万円、筆者注）廃止後の新たな年金については、別に法律で定める。

a) 附則第2条で、公務員共済と私学共済の職域部分の廃止後の措置について、新たな公務員制度、新たな私立学校教職員制度としての、年金給付の制度を設けることになった。

b) 2012年度中に検討を行い、別に法律で定めるところにより必要な措置を講ずる。

⑥ 追加費用削減のため、恩給期間に係る給付について、本人負担の差に注目して

27%引き下げる。ただし年230万円以下の給付の場合は減額しない。

## 20. 民自公による修正協議

民自公による修正協議の結果、社会保障制度改革とりわけ年金改革とその財源については、消費税増税を年金も含む社会保障財源に充てること、納税者番号制を導入すること以外は、民主党の最低保障年金などの抜本改革案は、社会保障制度改革国民会議で議論することとなり、事実上の棚上げとなった。

また政府が国会に提出した国民年金法等の一部改正法案については、①低所得者の老齢基礎年金受給者、障害年金受給者、遺族年金受給者への月額6000円の年金加算は削除され、消費税増税時の逆進性対策・低所得者対策として改めて検討する、②高所得者の年金削減は削除する、③短時間労働者に対する厚生年金・健康保険の適用拡大は、所得を月額7.8万円から8.8万円と引き上げ対象者を大幅に縮小する、など惨憺たる結果となった。

これに対して、年金特例水準の解消（年金給付額の2.5%削減）、被用者年金制度の一元化などの年金削減策については、ほぼ政府案どおり合意している。しかし基礎年金の国庫負担分の財源措置である交付公債の発行は削除され、赤字国債の増発となった。

### （1）年金制度抜本改革の棚上げ

- ① 年金、医療及び介護においては、社会保険制度を基本とし、国及び地方公共団体の負担は、社会保険料に係る国民の負担の適正化に充てる。
- ② 国民が広く受益する社会保障の費用をあらゆる世代が広く公平に分ち合う観点などから、社会保障給付に要する公費負担の費用は、消費税収（国・地方）を主要財源とする。
- ③ 自助・共助・公助の最適バランスに留意し、自立を家族相互、国民相互の助け合いの仕組みを通じて支援していく。
- ④ 社会保障の機能の充実と給付の重点化などを行い、税金や社会保険料を納付する者の立場に立って、負担の増大を抑制しつつ、持続可能な制度を実現する。
- ⑤ 今後の公的年金制度については、財政の現況及び見通し等を踏まえ、社会保障制度改革国民会議において議論し、結論を得る。
- ⑥ 年金記録の管理の不備に起因した様々な問題への対処及び社会保障番号制度の早

期導入を実施する。

ここでは年金改革については、「社会保険制度を基本とする」、「自立を家族相互、国民相互の助け合いで支援する」、「社会保険料を納付する者の立場に立って負担の増大を抑制する」などが強調され、民主党の全額消費税の負担による最低保障年金方式を完全に否定し、保険料の納付と年金給付を前提とする社会保険方式を基本とする内容になっている。

また年金制度などの抜本改革は、1年間任期の社会保障制度改革国民会議（首相任命の20人の有識者、国会議員も含む）で議論することになったが、与野党協議の合意が前提であり、事実上は年金抜本改革の棚上げが行われたとあってよい。

## （2）年金関連の2法案の修正

### ① 低所得高齢者・障害者等への年金額加算

- a) 低所得高齢者・障害者等への年金額加算の規定は削除するが、消費税率引き上げにより増加する消費税収を活用して、2015年10月から、新たな低所得高齢者・障害者等への福祉的な給付措置を講ずるものとし、今回の消費税率引き上げを含む税制抜本改革が「社会保障制度の改革とともに」行うとされている（税制抜本改革法案第1条）趣旨に則り、税制抜本改革法案の公布後6月以内に必要な法制上の措置を講ずる旨を規定する。
- b) 本措置は、年金受給者（65歳以上の老齢基礎年金受給者、障害基礎年金受給者、遺族基礎年金受給者等）を対象とする。
- c) 本措置の対象となる低所得高齢者の具体的な範囲は、介護保険制度の保険料軽減の低所得者区分2の範囲等を参考に、「住民税家族全員非課税かつ年金収入およびその他所得の合計額が老齢基礎年金満額以下」の者とする。障害者等については、20歳前障害基礎年金の支給範囲を参考として決定する。
- d) 低所得高齢者への給付額は、基準額を定めた上で保険料納付済み期間に応じて決定する（基準額×保険料納付済み期間／480月）。基準額は、月額5000円（近年の単身無業の高齢者の基礎的な消費支出と老齢基礎年金満額との差額等から計算）を基本に定める。保険料免除期間がある低所得高齢者に対しては、老齢基礎年金満額の6分の1を基本とする給付を別途行う（老齢基礎年金満額×1/6×保険料免除期間／480月）。
- e) 本措置による所得の逆転を生じさせないよう、低所得高齢者の範囲に該当しな

い一定範囲の者に対しても、補足的な給付を行う。

- f) 障害者等への給付額は、上記の基準額とする。障害1級相当の者の給付額は、基準額の1.25倍とする。
- g) 給付金は、国が支給するものとし、事務は日本年金機構に委任する。給付金は年金と同様に2カ月ごとに支給する。
- h) 給付額その他の本措置の内容については、低所得高齢者等の生活状況、低所得者対策の実施状況等を踏まえた見直しを行う。

## ② 高所得者の年金額調整

- a) 高所得者の年金額調整の規定は削除するが、引き続き検討する旨を規定する。

## ③ 短時間労働者の社会保険適用拡大

- a) 拡大の対象となる者の月額賃金の範囲及び厚生年金の標準報酬月額の下限を、7.8万円から8.8万円に改める。
- b) 実施時期を半年後ろ倒し、2016年10月1日施行とする。「施行後3年までに適用範囲をさらに拡大する」規定を「施行後3年以内に検討を加え、その結果に基づき、必要な措置を講じる」に改める。

## ④ 交付国債

- 交付国債関連の規定は削除する。

## ⑤ 国民年金第1号被保険者に対する産前産後の保険料免除措置の検討

- a) 年金機能強化法案の付則に、国民年金第1号被保険者に対する産前6週間産後8週間の保険料免除措置について検討する旨の規定を盛り込む。

## ⑥ 年金機能強化法案等

上記の修正に合わせて、年金機能強化法案及び被用者年金一元化法案の技術的な修正など所要の規定の整備を行う。

## おわりに

- 社会保障と税の一体改革は消費税の増税だけが先行し、肝心の社会保障改革の議論が不十分であり、一体改革は空洞化しつつあるとの批判を招いている。とくに年金改革についてみても、a) 第3号被保険者問題、b) マクロ経済スライド、c) 在職老齢年金、d) 標準報酬の上下限、e) 遺族年金の支給対象範囲、f) 年金の支給開始年齢などは、

未だに論議もしていないし法案提出の目途などは全くない。

現在と将来の公的年金制度が直面している最大の課題は、①非正規労働者1700万人～1800万人のうち未加入者約800万人の厚生年金制度への加入義務づけの法制度化、②第3号被保険者1021万人（2009年度、女性人口3201万人の31.9%）の基礎年金の保険料支払い、③基礎年金への国庫負担2分の1の恒久財源確保、④公的年金保険料未納者、公的年金未加入者対策の一層の強化などである。

これらを解決することによって高齢者の最低生活を保障し、かつ現役勤労者の将来生活への不安を解消し、公的年金の制度の安定性・公平性を確保することができる。

しかし予め分かりきっている業界の反対で非正規労働者の厚生年金加入拡大はわずか25万人に大幅後退し、専業主婦などの反対を恐れて第3号被保険者の保険料負担問題は全く手つかずに終わっている。基礎年金の国庫負担は、「社会保障・税一体改革」があろうがなかろうが、兼ねてから与野党問わず一致して解決すべき課題である。これらの重要課題の解決に向けて、政府が広く国民的議論を呼び起こしながら、責任を持って事業者や第3号被保険者を説得し、必要な財源も支援しながら改革を進めることこそ、年金制度の抜本改革に値するものである。

最低保障年金の全額税負担方式などは、莫大な消費税増税負担に国民は耐えられないし、年金制度を税制改正の度ごとに政争の具にするだけであり、政治家が消費税増税を決定できなければ最低保障年金の給付はストップする。また最低保障年金は、企業が当然負担すべき事業主負担を完全に廃止し、その分を含めて消費税の増税を国民に転嫁するだけである。所得比例年金も中間所得層以上の年金水準の引き下げによって将来の高齢生活を動揺させることにしかならないし、高所得者の保険料支払い意欲を減退させることになる。

現役勤労者は、現在の年金受給者のために保険料負担をし続けると同時に、消費税増税負担も行い、「二重の負担」を強いられることになる。その挙げ句、自分たちが年金受給者になったとき、後世代は既に最低保障年金の保険料支払いは止めているため、消費税増税に国民が反対すれば、最低保障年金を受給できるという保障はないのである。

（たかぎ けんじ 公益財団法人地方自治総合研究所前研究員）